

平成21年9月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成21年9月28日～29日

場 所 第4委員会室

平成21年 9月28日（月曜日）

午前10時1開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第2号 平成21年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第6号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県環境保全基金条例の一部を改正する条例
- 報告第15号 財産の無償譲渡について
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて
- 環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・「新たな宮崎県森林・林業長期計画」策定の基本方針について
 - ・エコクリーンプラザみやざき問題について
 - ・宮崎県クリーンキャンペーンの実施について
 - ・県が発注する森林整備業務に係る競争入札の実施について
 - ・原木しいたけ生産者大会・技術交流会の宮崎県開催について
 - ・「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画策定の基本的な方針」及び本県農業・農村の「現状と課題」について
 - ・「第五次宮崎県水産業・漁村振興長期策定の基本的な方針」及び本県水産業・漁村の「現状と課題」について
 - ・平成21年産早期米の生産・販売状況等について
 - ・畜産試験場の和牛精液ストロー盗難事案及び

県有種雄牛凍結精液の管理体制強化について
・県営畑地帯総合整備事業尾鈴北第1地区と尾鈴北第2地区について

出席委員（9人）

委員 長	外山 衛
副委員 長	松村 悟郎
委員	緒嶋 雅晃
委員	外山 三博
委員	十屋 幸平
委員	鳥飼 謙二
委員	囃師 博規
委員	河野 哲也
委員	濱 砂守

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	吉瀬 和明
環境森林部次長 （総括）	豊島 美敏
環境森林部次長 （技術担当）	黒木 由典
部参事兼 環境森林課長	飯田 博美
計画指導監	水垂 信一
部参事兼 環境管理課長	堤 義則
環境対策推進課長	大坪 篤史
自然環境課長	河野 憲二
森林整備課長	徳永 三夫
山村・木材振興課長	森 房光
木材流通対策監	小林 重善
工事検査監	濱 砂金徳

農政水産部

農政水産部長	伊藤孝利
農政水産部次長 (総括)	緒方哲
農政水産部次長 (農政担当)	原川忠典
農政水産部次長 (水産担当)	関屋朝裕
農政企画課長	上杉和貴
ブランド・ 流通対策室長	加勇田誠
地域農業推進課長	山之内稔
連携推進室長	山内年
営農支援課長	土屋秀二
農業改良対策監	井上裕一
消費安全企画監	小川雅行
農産園芸課長	郡司行敏
畜産課長	山本慎一郎
家畜防疫対策監	児玉州男
部参事兼 農村計画課長	矢方道雄
国営事業対策監	三好亨二
農村整備課長	西重好
工事検査監	溝口博敏
水産政策課長	鹿田敏嗣
漁業調整監	成原淳一
漁港漁場整備課長	山田卓郎
漁港整備対策監	坂元政嗣
総合農業試験場長	村田壽夫
県立農業大学校長	米良弥
畜産試験場長	荒武正則
水産試験場長	那須司

事務局職員出席者

議事課主査	本田成延
政策調査課主査	坂下誠一郎

○外山衛委員長 ただいまから環境農林水産常

任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時4分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いをいたします。

○吉瀬環境森林部長 環境森林部でございます。よろしく申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております委員会資料の表紙をまずごらんいただきたいと思います。本日は、予算議案が2件、特別議案が3件、報告事項が1件、その他の報告事項が5件でございます。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。まず、予算議案といたしまして、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」と、議案第2号「平成21年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)」、これをあわせまして下の21年度環境森林部歳出予算の表にまとめております。それで説明させていただきます。

今回の補正は、一般会計が、表の中ほど、補正額Bの欄の小計でございますように93億6,418万2,000円の増額をお願いしております。補正後の一般会計予算額は352億2,882万1,000円となり

ます。特別会計につきましては、その下のほうでございますが、これも同じように補正額Bの欄の小計の欄でございますように、今回、1,356万3,000円の増額をお願いしているところがございます。補正後の特別会計予算額は5億9,681万円となります。一般会計と特別会計を合わせました補正額といたしましては、一番下の合計の欄でございますように、93億7,774万5,000円の増額でございますが、補正後の環境森林部の予算といたしましては、その右側のCの欄、358億2,563万1,000円となります。

それでは、表紙に戻っていただきたいと思っております。次に、Ⅱの特別議案でございます。一番最初に、議案第6号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」でございますが、これは、土壌汚染対策法の一部改正に伴いまして、汚染土壌処理業の許可申請に係る手数料の新設をお願いするものでございます。

次の2、議案第9号「宮崎県環境保全基金条例の一部を改正する条例」につきましては、今回、補正予算をお願いしております地域グリーンニューディール基金事業の実施に伴い交付されます国庫補助金を、今までありました宮崎県環境保全基金に積み立てまして、新たに地球温暖化対策のための事業等に活用するために、条例の設置目的に係る条文の一部改正を行うものでございます。

次の3の議案第15号「財産の無償譲渡について」につきましては、県有財産であります高原町御池の皇子港のトイレを、町有施設として高原町に無償譲渡することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次のⅢの報告事項でございますが、損害賠償額を定めたことということで、環境森林部におきまして平成21年3月に発生いたしました、県

有車両によります交通事故の損害賠償額の決定を専決処分で行ったことについて御報告いたします。

Ⅳのその他の報告事項につきましては、1の「新たな宮崎県森林・林業長期計画策定の基本方針」を初め、あわせて5項目について御報告いたします。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○飯田環境森林課長 それでは、環境森林課の平成21年度9月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成21年度9月補正歳出予算説明資料の赤いインデックスの「環境森林部」の次でございます青いインデックス「環境森林課」、ページで言いますと79ページをごらんください。今回の補正は、国の経済・雇用対策の実施に伴う補正でございますが、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で21億4,618万1,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように49億7,871万6,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明をいたします。1ページお開きいただきまして、81ページをごらんください。上から5段目の（目）環境保全費の（事項）環境保全推進費で8億4,820万9,000円の増額であります。説明欄の1地域グリーンニューディール基金事業につきまして、環境森林課で国庫補助金を受け入れ基金に積み立てるための予算を、今回お願いするものであります。詳細につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきたいと思っております。

次に、その下の（目）林業総務費の（事項）

連絡調整費で432万1,000円の増額であります。これは、環境森林部での地上デジタル放送対応化に伴うものでありまして、林業技術センター、木材利用技術センターのアンテナ設置工事等や執務室等のテレビを地上デジタル放送対応のものへ更新するための経費であります。

次に、その下の（目）林業振興指導費の（事項）森林整備地域活動支援交付金事業費で12億9,365万1,000円の増額であります。1ページお開きいただきまして、82ページをごらんください。説明欄1の森林整備地域活動支援基金積立金と2の森林整備地域活動支援交付金事業につきましても、常任委員会資料で後ほど御説明をさせていただきますと思います。

それでは、お手元に配付しております常任委員会資料をごらんいただきたいと思っております。常任委員会資料の2ページをお開き願いたいと思っております。まず、地域グリーンニューディール基金事業から御説明いたします。

1の事業の目的であります。今回、国が創設いたしました地域グリーンニューディール基金事業に係る国庫補助金を基金に積み立て活用することで、喫緊の環境問題を解決するための事業を推進し、もって当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会を構築することを目的としております。対象事業所は、①から④まで掲げているとおりでありまして、各事業は平成21年度から3カ年で実施することとなっております。

次に、2の事業の概要の（1）予算額であります。国庫補助金と運用利子20万9,000円を合わせまして、基金の積立額は8億4,820万9,000円です。

（3）の事業内容につきましては、まず今年度、環境森林課におきまして国庫補助金を受け

入れ宮崎県環境保全基金に積み立てますが、既存の基金4億円と区別し管理・運用することとなります。個別の実施事業に要する予算は、各担当所属が年度ごとに予算措置を行った上で、各事業の財源とするため、平成23年度まで順次基金の取り崩しを行ってまいります。

次に、右のページをごらんください。実施事業の概要についてであります。基金を活用して実施する事業を一覧にしております。（1）地球温暖化対策に係る事業、（2）市町村の廃棄物処理に係る事業、（3）海岸漂着物の処理に係る事業等を上げております。一番下の計の欄をごらんいただきたいと思っております。平成21年度から23年度までの事業費の合計は8億4,800万円です。その右隣の1億202万7,000円が平成21年度の実施分でありまして、それぞれの事業を担当する所属において、今回補正予算をお願いしているところであります。

事業実施の内容であります。まず、（1）の地球温暖化対策に係る事業につきましては、①県の施設の省エネ化から、④民間施設（施設園芸）の省エネ化への補助までの4つの項目につきまして事業を予定しております。次に、（2）の市町村の廃棄物処理に係る事業につきましては、日向市を初め5つの市町が実施する不法投棄防止のためのパトロールや回収の経費を補助するものであります。次に、（3）の海岸漂着物の処理に係る事業は、農村整備課を初め4つの課が実施する河口及び海岸の漂着物の処理に係る経費であります。それぞれの事業ごとの担当所属、実施年度及び事業費は記載のとおりであります。

次に、森林整備地域活動支援交付金事業について御説明をいたします。

資料の4ページをごらんください。この事業は、1の事業の目的にありますように、森林の

有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等の森林整備に対する意欲向上につながる森林の気象害等の状況確認など、地域における活動に対して支援を行うものであります。

次に、事業の概要であります。右のページの中央部の「事業の概要」をごらんください。当交付金事業は、上段の「現行」にありますように、森林所有者等が実施する「施業実施区域の明確化作業」及び「歩道の整備等」について、1ヘクタール当たり5,000円を交付するものであります。今回、国の補正予算による拡充によりまして、下段にありますように、森林所有者等が気象害などの把握を行う「森林の被害状況等確認」について、調査面積1ヘクタール当たり1万円を交付する新たな事業メニューが追加されたところであります。

次に、左のページに戻っていただきまして、2の事業概要であります。予算額が12億9,365万1,000円であります。①の基金積立金5億2,000万円は、国庫補助金を受け入れ、森林整備地域活動支援基金に積み立てるものであります。②の交付事業の7億7,365万1,000円の内訳としましては、(4)の事業内容の①から③をごらんください。①の森林整備地域活動支援交付金7億7,000万円は、基金を取り崩し実際に交付金事業を行うための予算であります。②の県推進事業費15万円と③の市町村推進事業費350万1,000円は、県、市町村の事務費を計上しておりますが、いずれの費用も全額国庫となっております。

補正予算につきましては以上であります。

次に、特別議案第9号「宮崎県環境保全基金条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

資料の9ページをごらんください。今回の改正は、補正予算をお願いしております地域グリー

ンニューディール基金事業の実施に伴い、地球温暖化対策など新たな事業の財源として当基金を活用することとなることから、基金の設置目的に係る第1条の条文を改正するものであります。改正の内容は、(2)の改正の概要の表の上段にありますように、下線で示した部分を削除するものであります。

特別議案については以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、損害賠償の額の決定について御報告いたします。

資料の11ページをごらんください。これは県有車両による交通事故の損害賠償であります。表に記載してあります相手方の車両に、林業技術センターの職員の運転する県有車両が追突したものであります。この損害賠償額は人身損害と物件損害分で、表に記載の金額で和解契約を締結いたしております。この損害賠償額のうち、人身損害額分の2万9,000円余は自賠責保険から支払われておりまして、また物件損害費の43万円につきましては、任意保険による充当分30万円を差し引いた13万円を県費から支払っております。

交通事故の防止につきましては、日ごろから職員に対して注意を喚起しておるところであります。より一層の指導の徹底に努めてまいりたいと考えております。

環境森林課の説明につきましては以上であります。

○堤環境管理課長 環境管理課の平成21年度9月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成21年度9月補正歳出予算説明資料の青いインデックス「環境管理課」のところ、ページで申しますと83ページをお開きください。今回の補正は、国の経済・雇用対策の実施に伴

う補正でありまして、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で6,140万9,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように7億2,235万6,000円となります。

それでは、補正内容について御説明いたします。85ページをごらんください。まず、上から5段目にあります(目)環境保全費の(事項)地球温暖化防止対策費で、地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画推進事業の2,160万9,000円の増額であります。これは、国の補正予算に係る地域グリーンニューディール基金を活用して行うものであります。事業の概要につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)水質保全費で2,100万円の増額であります。これは、衛生環境研究所が行う工場等の排出基準監視や水質事故等の原因調査を行うための分析装置を更新する経費でございます。

次に、その下の(事項)騒音悪臭等対策費で1,880万円の増額であります。これは、宮崎空港及び新田原飛行場周辺の4地点で航空機騒音を測定しておりますが、機器が老朽化していることと、平成25年度から航空機騒音の測定方法が変更されることから、新しい測定方法にも対応した機器に更新する経費でございます。

それでは、お手元の環境農林水産常任委員会資料をごらんいただきたいと思っております。資料の2ページ、3ページをお開きください。先ほどの、地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画推進事業でございます。

3ページの実施事業の概要をごらんください。上から2段目にあります(1)地球温暖化対策

に係る事業の②市町村の施設の省エネ化への補助であります。これは、都城市が行う公園の照明施設改修事業や、高鍋町、新富町が行う庁舎の省エネ改修事業に対して補助を行うものであります。事業期間は平成21年度から23年度までの3年間で、事業費は2億8,200万円です。今回は、21年度実施分2,160万9,000円をお願いしております。

補正予算については以上であります。

続きまして、特別議案について御説明いたします。同じく常任委員会資料の8ページをお開きください。議案第6号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

(1)の改正の理由であります。平成21年4月24日に公布されました土壌汚染対策法の一部改正により、汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、知事の許可を受けなければならないことが追加されたため、この許可に係る申請手数料を新設するものです。

次に、(2)の改正の概要であります。汚染土壌処理業許可申請手数料として24万円を新設するものであります。

また、(3)の施行期日であります。公布の日から起算して1月を超えない範囲において、規則で定める日から施行することとしております。

環境管理課の説明は以上であります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○大坪環境対策推進課長 それでは、環境対策推進課の補正予算案について御説明をいたします。

お手元の平成21年度9月補正歳出予算説明資料の青いインデックスで「環境対策推進課」のところ、87ページをごらんください。今回の補

正は、国の経済・雇用対策の実施に伴う補正でありまして、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で1,008万5,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額ですが、右から3列目の補正後の額の欄にありますように12億408万2,000円となっております。

それでは、補正の内容について御説明いたします。1枚めくっていただきまして、89ページをごらんください。今回の補正ですが、上から5段目でございます(目)環境保全費の中の(事項)一般廃棄物処理対策推進費でありまして、事業名は、一番下になりますが、一般廃棄物不法投棄監視等支援事業の1,008万5,000円でございます。これは国の補正予算に係る地域グリーンニューディール基金を活用して行うものですが、事業の概要につきましては、常任委員会資料のほうで説明させていただきたいと存じますので、お手数ですが、お手元の常任委員会資料に戻っていただきまして、2ページ、3ページをごらんください。

2ページが地域グリーンニューディール基金事業の説明になっております。内訳が、右側の3ページ、実施事業の概要という表の欄にございますので、そちらをごらんいただきたいんですが、中ほどちょっと下のほう、(2)市町村の廃棄物処理に係る事業といたしますのが環境対策推進課の担当する事業でございます。内容としましては、市町村が所管します一般廃棄物に関しまして、不法投棄を防止するために行います監視パトロール、不法投棄廃棄物の回収を行う際の経費に対しまして補助するものでございます。事業を実施しますのは、そこに記されております5つの市と町でありまして、平成21年度から3カ年の事業実施ということになっており

ます。ただし、この中で五ヶ瀬町だけは22年度までの2カ年間事業でございます。総事業費は、右側の表になりますが、3,800万円、今回は、21年度実施分の1,008万5,000円をお願いしているところでございます。

環境対策推進課の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○河野自然環境課長 自然環境課でございます。

まず、当課の9月補正予算につきまして御説明をいたします。お手元の9月補正歳出予算説明資料の青いインデックス「自然環境課」のところ、ページで申しますと91ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算は、表の左から2番目の補正額の欄にありますように、一般会計で1億9,415万3,000円の増額補正をお願いしております。この結果、自然環境課の補正後の予算は、表の右から3番目にありますように49億8,113万7,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明をいたします。1枚めくっていただきまして、93ページをごらんいただきたいと思います。上から4段目の(目)林業振興指導費でございます。その下の段の(事項)水と緑の森林づくり推進事業費で30万円の増額をお願いしております。これは、「水と緑の森林づくり条例」に定めます森林づくり推進期間(10～11月)に県民から参加者を募りまして、植栽とか下刈りなどの森林づくり活動を行います「森林づくり県民ボランティアの集い」の開催や、地域において住民参加による森林づくり活動を実施するものであります。今回、森林づくりに役立ててほしいという企業からの30万円の寄附がございましたので、県民ボランティアの集いで行います植樹活動の苗木代などに活用させていただきたいと考えております。

次に、中ほどの（目）治山費でございます。これ以降は、いずれも国の経済・雇用対策の実施に伴うものでありますが、治山費の下の段、（事項）山地治山事業費で1億5,940万5,000円の増額をお願いしております。これは、山腹崩壊地や荒廃溪流などの復旧を行いますとともに、水源地域における荒廃森林におきまして治山施設の整備や森林の整備を実施するものであります。

次に、その下の（事項）保安林整備事業費で1,532万8,000円の増額をお願いしております。これは、水資源の涵養や土砂の流出防備などの保安林の指定目的に沿って保安林機能が発揮できるよう、間伐などの整備を実施するものであります。

次に、1枚めくっていただきまして、94ページをごらんいただきたいと思っております。上から3段目の（目）公園費でございます。その下の段の（事項）自然公園事業費で1,912万円の増額をお願いしております。これは、自然公園を安全かつ快適に利用できるよう、公衆便所のバリアフリー化やバイオトイレなどの整備に対して助成をするものであります。

補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、お手元の常任委員会資料の10ページをお開きいただきたいと思っております。議案第15号「財産の無償譲渡」につきまして御説明させていただきます。

これは、県有財産であります便所を高原町に無償譲渡することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

今回譲渡を行います施設の概要は、（1）の②にありますように、便所1棟、延べ床面積40.5平方メートルであります。この施設は、③の設置目的にありますように、御池を訪れる県民の

利便性の向上を図ることを目的に、平成元年度に国の補助事業を活用して整備したものであります。

今回、この施設を無償譲渡することにいたしました理由につきましては、（3）にありますように、現在、高原町は、御池周辺に自然に親しむための施設といたしまして町営のキャンプ場を設置しておりますが、当該施設（便所）を含めて一体的に維持管理することを町のほうが希望しておりますので、譲渡後においても県の設置目的に沿った施設の利用と適正な管理が期待できるものと判断をいたしましたところであります。

なお、譲渡の期日につきましては、（4）にありますように、県議会の議決の日の翌日を予定しているところであります。

自然環境課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○徳永森林整備課長 森林整備課でございます。当課の9月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の青いインデックス「森林整備課」の95ページをお開きください。当課は、左から2列目の補正額にありますように22億2,671万7,000円をお願いしております。その内訳であります、一般会計で22億1,315万4,000円、その下にあります特別会計で1,356万3,000円であります。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額にありますように138億7,713万8,000円となります。

97ページをお開きください。一般会計の補正内容について御説明いたします。4行目の（目）造林費の（事項）森林整備事業費で5億5,200万円をお願いしておりますが、これは国の経済・雇用対策に伴うもので、森林の整備やシカ防護さくの設置等を行うものであります。

次に、その下（事項）林業公社費の900万円で

ありますが、これは林業公社分収林の伐採跡地の植栽未済地化を解消・抑制する取り組みを強化するものであります。

また、その下の（事項）森林機能保全対策総合整備事業費の2億2,850万円ではありますが、これは国の経済・雇用対策に伴うもので、地球温暖化防止対策としての間伐を、森林所有者の負担のない定額補助により重点的に実施するものであります。

次に、（目）林道費の（事項）森林保全林道整備事業費で9億9,984万3,000円を、恐れ入りますが98ページをお開きください。中ほど（事項）道整備交付金事業費で2億8,272万7,000円の減額を、さらに、99ページをごらんください。（事項）里山エリア再生交付金林道整備事業費で2億1,283万1,000円を、また、その下の（事項）山のみち地域づくり交付金事業費で3億3,710万7,000円をお願いしておりますが、これらの林道費につきましては、経済・雇用対策、また一部国庫補助決定に伴うもので、林道の開設、改良及び舗装を行うものであります。

また、次の（事項）県単林道事業費の1億5,660万円ではありますが、これは、森林整備加速化・林業再生基金を活用し林業関係者と建設産業が連携して行う作業道の整備を支援するものであります。

次に、100ページをお開きください。拡大造林事業特別会計ではありますが、（目）拡大造林事業費の（事項）県行造林造成事業費で1,356万3,000円をお願いしておりますが、これは、森林農地整備センターとの分収林において除間伐等に係る受託費が増額されたものであり、全額森林農地整備センターが費用負担するものであります。

森林整備課からは以上であります。

○森山村・木材振興課長 それでは、山村・木

材振興課の平成21年度9月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成21年度9月補正歳出予算説明資料の青いインデックスの「山村・木材振興課」のところ、ページで申しますと101ページをお願いいたします。今回お願いしております補正は国の経済危機対策に伴うものでありまして、山村・木材振興課は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で47億3,920万円の増額をお願いしております。この結果、山村・木材振興課の全体予算額は、一番上の行の右から3列目にございますとおり、100億6,220万2,000円となります。

それでは、補正内容の事項について御説明いたします。1枚おめくりいただきまして、103ページをお願いいたします。上から4段目の（目）林業振興指導費の中の（事項）林業・木材産業構造改革事業費47億2,220万円の増額でございます。これは、森林整備加速化・林業再生事業補助金の国の内示に伴います補正でございますが、事業内容等につきましては、後ほど環境農林水産常任委員会資料により御説明させていただきます。

次に、一番下の（事項）しいたけ等特用林産振興対策事業費1,700万円の増額でございます。これは、乾しいたけの増産や品質の向上を図るとともに、しいたけ生産への新規参入促進を支援するものでございます。事業内容につきましては、しいたけの適期収穫、適正な乾燥を行うための乾燥機38台の整備や、新規参入者の負担となっております初期投資を軽減するための支援などを行うものでございます。

それでは、常任委員会資料6ページをごらんください。森林整備加速化・林業再生事業（緑の産業再生プロジェクト）について御説明をい

たします。

まず、1の事業の目的でございます。この事業は、京都議定書の目標達成に向けた森林吸収源対策の推進と木材・木質バイオマス資源を活用した低炭素社会の実現を図るため、間伐等の森林整備や森林資源を活用した林業・木材産業の再生を目指すものでございます。事業の執行に当たりましては、県に基金を造成し、その基金を取り崩しながら今後3年間で実施するものでございます。

次に、2の事業の概要でございますが、予算額は、森林整備課、山村・木材振興課合わせまして46億1,730万円をお願いしております。①の基金積立につきましては、国から8月末に2次配分の内示がございましたので、その41億円を積み立てるものでございます。この結果、今回の森林整備加速化・林業再生事業によります基金の積立総額は、6月補正の10億150万円と合わせまして、計にありますように51億2,370万円となります。②の基金事業につきましては、今年度の事業執行に必要な4億9,510万円を歳出予算として計上するものでございます。この結果、今回の森林整備加速化・林業再生事業によります歳出総予算額は、6月補正額の10億円と合わせまして、計にありますように14億9,510万円となっております。

次に、(4)の事業内容でございますが、①の緑の産業再生プロジェクト推進費によりまして、右ページの1の事業の進め方にも記載しておりますように、市町村や林業・木材産業関係者等の事業参加者で構成します協議会の意見や要望を参考に県が全体事業計画を策定いたしまして、その計画に基づきまして、2の事業イメージにありますような②から⑦までの各事業を3カ年間で実施していくものでございます。

本事業には、川上から川下に至るさまざまな分野から多くの要望と期待をいただいておりますので、事業の執行が可能となり次第、円滑かつ迅速に事業実施ができるよう万全の準備を行いますとともに、今回の補正予算を最大限に活用いたしまして、適切な森林整備、県産材の需要拡大はもとより、山村地域の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

山村・木材振興課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○水垂計画指導監 環境森林課のその他の報告事項について御説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。「新たな宮崎県森林・林業長期計画」策定の基本方針についてでございます。

計画策定につきましては6月の常任委員会で御報告しておりますけれども、去る8月31日、宮崎県森林審議会に計画策定を諮問し、計画策定の基本方針を決定いたしましたので、御報告いたします。

まず、(1)の趣旨につきましては、本県を取り巻く社会経済情勢の変化や政策課題に対応するため、新たな県総合計画が策定されることに伴い、地球温暖化防止など森林に対する期待の高まりや、木材需給構造の変化など、森林・林業を取り巻く情勢の変化等を的確に反映した「新たな森林・林業長期計画」を策定するものでございます。

ただいま申し上げました森林・林業を取り巻く情勢の変化につきましては、別途お手元に配付しております環境農林水産常任委員会参考資料をごらんください。そちらのほうに「森林・林業を取り巻く動向」として整理してございますので、その主な内容について御説明いたします。

それでは、大変申しわけございませんが、参考資料を2枚めくっていただいて、1ページをごらんください。初めに、森林・林業・木材産業関連の動向でございますが、まず、3にありますように、ロシアの丸太輸出税の段階的な引き上げなどを受けまして、平成19年8月以降、北洋材丸太輸入量は激減しており、北陸地方を中心とした北洋材製材業者や合板製造業者の中に国産材への原料転換の動きが見られています。また、4にありますように、原木供給をめぐる状況の変化としまして、近年にない材価の低迷により、林業の経営は大変厳しい状況でございます。また、新生産システムなどにより直納システムが普及しつつあります。さらに、杉B材につきましては、構造用合板向けなどで需要が急増しておりましたが、昨年末からの住宅不況に伴い需要は激減しております。

2ページをお開きください。地球温暖化対策関連では、4にありますように、森林整備や木質バイオマス利用拡大に向けた新たな動きとしまして、これまで利用が進んでいなかった林地残材におきましても、木質ペレット等に加工され施設園芸の加温機や温泉施設などの燃料用等としての利用が検討され初めております。また、排出量取引の国内統合市場の試行的実施やオフセット・クレジット制度の取り組み等も始まっております。

3ページをごらんください。建築・住宅関連でございます。5の住宅着工戸数の減少と木材需要構造の変化でございますが、住宅着工戸数につきましては、平成19年6月施行の改正建築基準法の影響等で平成19年に大幅に減少し、現在も停滞したままの状態となっております。木材需要構造の変化としましては、需用者ニーズが品質・性能重視に変化しており、乾燥材や集

成材のニーズが高まっております。また、低価格住宅のシェアが拡大しており、国産材製材品の低価格化の要因の一つとなっております。

1枚めくっていただきまして、本県の森林・林業の現状と課題でございますが、そこにありますように、森林資源や林業生産、林業担い手等についてそれぞれ取りまとめておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、委員会資料にお戻りください。12ページでございます。(2)の計画の概要につきましては、計画の名称は、仮称「新みやざき森林・林業活性化プラン」とし、計画の役割としましては、本計画は、県の総合計画の部門別計画に位置づけられる本県林政の基本方針となる計画でありまして、本県の森林・林業・木材産業の目標と、これを達成するための方策を明らかにするものでございます。また、計画の期間は平成23年度から32年度までの10カ年とします。計画の構成と内容につきましては、総論、基本計画、戦略プロジェクト等で構成し、森林・林業・木材産業の目指す将来像や、将来像の実現に向けた施策の方向性や展開方法等を示したいと考えております。

計画の基本方向としましては、⑤にありますように、森林に対する期待が地球温暖化防止など多様化する中で、木材価格の長期低迷や森林・林業の担い手の減少などにより山村の活力が低下している状況を踏まえ、森林の有している多面的な機能を高度に持続的に発揮させることを念頭に、1つ目に人と環境が共生した多様な森林づくり、2つ目に循環型の林業・木材産業づくり、3つ目に森林・林業・木材産業を担う山村・人づくりの3つの視点から施策の展開を図りたいと考えております。

計画策定に当たりましては、(3)にあります

ように、宮崎県森林審議会に諮問し計画策定に係る御意見をいただくとともに、県民との意見交換会やパブリックコメントの実施により、県民の幅広い意見を計画に反映していきたいと考えております。また、この計画は、条例の規定により県議会の議決が必要とされておりますので、計画策定の各段階で県議会に説明させていただき、最終的な計画案について議会の承認をいただくこととなります。

計画策定のスケジュールにつきましては、13ページをごらんください。今年度から来年度にかけて作業を進めてまいります。左から2列目の県議会の欄にありますように、来年の2月議会の常任委員会において計画骨子、6月議会で計画素案、11月議会で計画案を報告させていただき、平成23年2月議会には議案として上程し、本会議で採決していただく予定でございます。

環境森林課からの説明は以上でございます。

○大坪環境対策推進課長 それでは、委員会資料の14ページをごらんください。まず、エコクリンプラザみやざきの問題につきまして、前回の委員会以降の状況について御説明をいたします。

(1)の公社臨時理事会の開催についてですが、公社では9月1日に臨時理事会を開催しまして、以下のような事項について決定がされております。まず、①浸出水調整池補強工事に伴う工事費貸付契約ですけれども、工事費の立てかえにつきまして、関係11市町村ともすべて6月議会で承認されましたことから、公社の予算を補正しまして、県並びに関係市町村との契約を締結することとなりました。

次に、②塩処理システムの対策についてですが、地元との合意や関係機関との許認可手続な

どが必要になりますが、そういう諸条件が整えばという条件つきで、宮崎市の公共下水道に接続する工法を採用することが決定されました。公社では、地元の理解が得られた段階で、接続に伴う費用負担につきまして県、関係市町村との協議を始めることとしております。

次に、③業者への損害賠償請求についてですが、宮崎市の大迫敏輝法律事務所並びに福岡市の萬年・山口法律事務所と委任契約を締結することになりまして、今後所要の事務手続を進めていくことになりました。公社では、弁護士等と協議を重ねた上で、できれば今年度中には提訴したいというふうに考えているところでございます。

次に、(2)の浸出水調整池補強工事の進捗についてであります。公社では、平成22年5月末の完成を目指して補強工事を進めておりますが、8月末時点の進捗率は20.1%となっております。これまでに、調整池上部の土砂やふたの撤去、作業用構台の設置、さらには水槽内部の底版コンクリートの撤去等を行いまして、現在、調整池本体を支える基礎ぐいや地中ばりといったものを設置するための工事に着手した段階であります。

なお、5月26日に遮水壁としての矢板の打設中に地盤の一部が陥没した事故につきましては、その後の調査で、今回の矢板施工が原因ということが判明いたしましたので、公社では、全額業者の負担によりまして復旧工事を実施することとしております。

また、工事進捗状況の地元への周知につきましては、毎月「現場便り」を発行しまして地元公民館等に掲示するほか、随時、地元の役員等を対象にした現場説明会を実施するなど情報公開にも努めているところであります。参考まで

に、右側の15ページに8月に発行した「現場便り」を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

それでは、めくっていただきまして、資料の16ページをごらんください。宮崎県クリーンキャンペーンの実施についてであります。

これは、(1)の目的にありますように、全国的な環境衛生週間に合わせまして、本県でも毎年、県内各地区に分かれて関係団体と連携して、ごみの散乱防止とか不法投棄の防止に係る啓発活動を実施しているものでございます。

内容としましては、(2)から(5)に記載しておりますが、一番下の(5)の内容の表をごらんいただきますと、県内4地区でそれぞれ出発式やキャンペーンなどを実施することにしております。県といたしましては、このような啓発活動を通しまして県民意識の高揚を図り、本県の美しい生活環境を守っていききたいと考えております。

説明は以上でございます。

○徳永森林整備課長 森林整備課から報告させていただきます。

委員会資料の17ページをお開きください。県が発注する森林整備業務に係る競争入札の実施について御報告させていただきます。

本件につきましては、4月23日の閉会中の常任委員会におきまして報告させていただきましたが、新たに認定者数や入札の実施方法等が決まりましたので、御説明いたします。

(1)の概要及び(2)の入札参加資格等の①入札参加資格につきましては、前回御報告のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

②の認定者数であります。9月1日に開催いたしました審査会におきまして申請のあつ

た21事業体すべてを認定したところであり、有効期間は平成23年3月31日までの1年半としております。表の右端、計の欄にありますように、内訳は、森林組合が8事業体、民間素材生産業が13事業体であります。

次に、18ページの(3)入札の実施方法等ありますが、①の指名業者数につきましては前回の報告のとおりであります。②の最低制限価格であります。業務の品質確保はもとより、従業員の賃金を引き下げての競争とならないよう、適正な就労環境を確保する観点から、予定価格のおおむね85～90%で設定することとしております。③の入札情報の公表につきましては、競争性、透明性を確保する観点から、入札参加者名や予定価格及び最低制限価格につきましては事後公表といたします。また、④にありますように入札は電子入札により行うものと思いますが、現在まだ電子入札に対応できない事業体もありますので、平成23年3月までは紙入札も認めることとしております。

なお、その下の(4)に、10月以降に発注する対象予定件数、金額をお示ししておりますが、件数で39件、金額で約2億1,900万円の業務が対象となる見込みであります。

森林整備課からは以上であります。

○森山村・木材振興課長 それでは、山村・木材振興課関係のその他の報告事項について御説明いたします。

常任委員会資料19ページをお開きください。最後のページでございます。去る9月3日から4日に本県で開催されました、原木しいたけ生産者大会について御報告いたします。

まず、(1)の開催目的であります。本大会は、全国の原木しいたけ生産者が一堂に会しまして、相互の技術交流や情報交換を行いますと

ともに、しいたけ生産技術の研さんを図ることによりまして、原木しいたけの生産振興や需要拡大を目指すことを目的としており、今回で5回目を迎えまして、本県では初めての開催でございます。

次に、(2)の日程等についてであります。当大会は、平成21年9月3日から、日本特用林産振興会の主催によりまして、宮崎市のサンホテルフェニックスほかで、県内の原木しいたけ生産者157名を含む350名の参加のもと盛大に開催されました。

また、(3)の大会概要にありますように、大会初日には生産者大会、翌日には諸塚村、都城市などで現地研修会が実施されました。③の優良事例表彰では、全国41件の応募の中から、乾しいたけ部門、生しいたけ部門、乾・生しいたけ部門の各部門に3名ずつと、特別賞1名1団体の計10名1団体が表彰されたところでございます。本県からは、米印にございますように、乾しいたけ部門の準優勝に当たります日本特用林産振興会長賞に高原町の府高正通氏が、乾・生しいたけ部門の最優秀賞に当たります林野庁長官賞に都城市の立山洋一氏の2名が入賞されました。一番下段には、生産者大会と諸塚村における現地研修会の状況等をお示ししております。

山村・木材振興課の説明事項は以上でございます。

○外山衛委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案第1号、第2号、第6号、第9号、第15号、また、報告事項「損害賠償額を定めたことについて」への質疑がございましたらばお願いいたします。

○鳥飼委員 まず、予算についてですが、1ペー

ジに予算議案というのがまとめてあります。これでいきますと36%増ぐらいかなというふうに思いまして、通常ではないことで、経済・雇用対策というものがほとんどかと思うんです。比率的には、企業の30万円の寄附がありましたけれども、ほぼ経済・雇用対策事業ということで見てよろしいでしょうか。

○飯田環境森林課長 基本的には地域経済・雇用対策ということで考えております。ただ、地域グリーンニューディールにつきましては、それ以外に、喫緊の地球温暖化問題ということでやっていますけれども、それもやっぱり同じように雇用というものも当然そこに生じますので、そういう認識でよろしいんじゃないかと思っております。以上です。

○鳥飼委員 具体的にお尋ねしますが、2ページ、3ページに地域グリーンニューディール基金事業ということで説明がございました。中身についてお尋ねをしたいと思うんですけれども、まず、①の芸術劇場、事業の実施課はほかのところになりますけれども、これだけでは内容がわかりませんので、説明をしていただきたいと思います。②もですね。

○飯田環境森林課長 これは、芸術劇場の空調施設等の省エネ化の事業ということでございまして、例えば空調設備の改修、それとガラスの遮光対策をやっていくと聞いております。

次の総合運動公園とか阿波岐原森林公園の野外照明灯につきましては、宮崎総合運動公園の照明施設についてLED（発光ダイオード）化を進めるというふうにお伺いしております。それと阿波岐原公園のほうも、公園の照明施設を同じようにLED化を図るというふうにお聞きしております。以上であります。

○鳥飼委員 環境管理課で先ほど御説明があつ

たんですけれども、都城市の観音池、それから高鍋町庁舎と新富町庁舎について御説明をお願いします。

○堤環境管理課長 都城市の場合は、高城の観音池公園の屋外の街灯のLED化、それから温泉施設がございますけれども、この屋内照明のLED化を行うこととしております。

それから高鍋町ですけれども、庁舎の改修に合わせまして空調の改修、省エネの空調設備に変えます。それから屋上の防水工事に合わせまして屋上の断熱化を行います。それから太陽光発電を設置いたします。

それと新富町でございますけれども、断熱性のガラス塗装、窓に赤外線をカットするような断熱塗装を行います。それから太陽光発電を設置いたします。それと空調の更新を行って省エネ化を図ります。以上でございます。

○鳥飼委員 ちなみに、高鍋町庁舎の太陽光を今言われたんですが、どの程度のをつけられる予定ですか。

○堤環境管理課長 高鍋町は35キロワットアワーの太陽光を設置する予定でございます。

○鳥飼委員 新富町も同じぐらいですか。

○堤環境管理課長 新富町は20キロワットアワーの太陽光を設置いたします。

○鳥飼委員 次の4ページの森林整備地域活動支援交付金事業ですけれども、これはちょっとわかりませんのでお尋ねしたいと思います。「森林の気象害等の状況」と書いてありますけれども、具体的に言うとうどういうことでしょうか。

○飯田環境森林課長 森林の多面的機能を守るために、例えば台風で倒木したり、鳥獣の被害について調査をして把握した上で、それについて1ヘクタール当たり1万円補助するという事業になっております。

○鳥飼委員 台風などの倒木とか鳥獣が食べたりするものですね。わかりました。

右のほうに、現行、1ヘクタール当たり5,000円、30ヘクタールとなれば15万円ですけれども、今度の補正でいきますと1ヘクタール1万円ですから、30ヘクタールが要件ですから30万円ということですが、これは追加してということでしょうか。

○飯田環境森林課長 現行でも、歩道整備とか区域の明確化作業につきましては当初予算で措置をさせていただいております。追加ということで、今回、気象害等について7億7,000万円を措置していただいたということになっております。

○鳥飼委員 新たにということでは理解してよろしいんですね。

○飯田環境森林課長 はい、この1万円については新たにということではよろしゅうございます。

○鳥飼委員 6ページの森林整備加速化・林業再生事業、基金積立とあるんですが、これは初歩的質問ですけれども、基金の名前は何かという基金ですか。

○森山村・木材振興課長 森林整備加速化・林業再生基金でございます。

○鳥飼委員 森林整備加速化・林業再生基金、そのままですね。わかりました。

それで、6月と9月で51億ということで、今度基金事業で4億9,500万ということですが、6月も入れると14億ということで、21年度から23年度の3カ年事業ということですが、いろいろ右のほうにも書いてございますけれども、箇所づけとかは今からということになるのでしょうか、それとも候補も上がっているのでしょうか。その辺の御説明をお願いします。

○森山村・木材振興課長 7ページの1の事業

の進め方に書いてございますように、基金の計画を立てるに当たりましては、市町村とか林業団体、素材生産事業団体等々で構成します協議会をつくっております。これは5月に立ち上げておりまして、参加者の皆さんから事業の要望を聞き取りをいたしております。その聞き取りの内容を参考にいたしまして、県が全体の事業計画を今つくっているところでございます。それに基づきまして国の承認を得て内示が参りましたというのが今の状況でございます。

○鳥飼委員 今からということのようですが、事業を進めるということはここに書いてあるんですけれども、事業を実施する場合は、どこかに委託をしてとか、山村・木材振興課のほうでチェックをしながらやっていくとか、直営でやっていくとか、具体的にはどんなふうな今後の展開を見込んでおけばいいでしょうか。

○森山村・木材振興課長 事業の内容につきましては、間伐の実施等の路網整備につきましては、森林整備課のほうから市町村なり森林組合等を通じて補助金が流れていくことになっております。その下のほうにつきましては、直接県のほうから事業主体のほうにお流しするものもありますけれども、ほとんどが市町村を通じてお流しするような格好になっております。

○鳥飼委員 最後に、使用料・手数料の関係ですけれども、24万円、汚染土壌処理業許可申請手数料、新設ということです。県内の土壌汚染——築地の新移転地がいろいろと話題に上っています。私も登記をしたというのをぼんやり記憶しているんですけれども、対象となる地域は現状どういうふうになっておるのか、把握しておられれば御説明をお願いしたいと思います。

○堤環境管理課長 法の適用になる土壌汚染の地域というのは、現在はございません。ただ、

法施行以前に、旭化成とかホンダロックの工場内の土壌汚染が出ております。そういったことについては工場のほうで順次対策をとっているという状況でございます。

○鳥飼委員 それと、県内に許可事業者となり得るような事業体というのは何カ所ぐらいあるのかお尋ねします。

○堤環境管理課長 現在、政省令が出ていないものですから、どういった施設が許可対象になるかまだ決まっていらないんですけれども、改正前の法律で、汚染土壌を処理できる施設としては、一般廃棄物とか産業廃棄物の管理型処分場、それから、県内にはないんですが、セメント工場でセメントの原料にする、あるいは焼却溶融あたりで無害化する、そういったものが対象になるだろうというふうに考えております。現在、2カ所相談があっております。

○十屋委員 本会議場でも補正予算の執行停止の話でいろいろあったんですけれども、時事通信の電子版とか見ると、藤井財務大臣は、今年度分については、直接的には地方の基金事業には手をつけないという話で、今出されている地域グリーンニューディール、森林整備加速化・林業再生、それから森林整備地域活性化活動支援事業にしても、3年間にまたぐものは、本年度はこのままだけ、来年度以降は、新たな予算を組むのか、これをまた見直すのかというふうな話があるんですが、この事業計画を立てるときは、本会議でもありましたように、内示があったり決まっているので粛々と進めるという答弁だったんですけれども、今言った3つの基金の中で本当にそれが担保されるものなのかというのは、私、個人的には非常に不安を持っているんですが、そのあたりのところは執行部の見解としてはどのように思っているのかお

聞きします。

○飯田環境森林課長 先生がおっしゃるとおり、9月18日に閣議決定をされまして、補正予算の執行の見直しということで、一部執行停止については出されております。我々としては、今の段階では執行の一時留保ということになっておると認識しております。ただ、今の段階では明確に対象外となっておりますので、それにつきましては引き続き、関係省等、政府の決定過程を見据えながら、財政当局とも協議しながら適切に対応するということしか、今の段階では申し上げることはできないと考えておるところでございます。

○十屋委員 特に先ほどの森林整備加速化とかは、宮崎県にとって本当に大事な事業だと思うんです。今課長が言われたようにそのあたりを十分見据えていただいて、この前、自民党の意見書を出させてもらいましたけれども、そういう中で情報交換しながら要望を上げさせていただければというふうに思っています。

一つ、事業について。不法投棄監視員、先ほどありました。これはパトロールで、日向市、西都市、えびの市、新富町、五ヶ瀬町——五ヶ瀬町は22年度までということですが、これは今実際やっていらっしゃる事業との関係はどうなるんですか。各市町村それぞれ予算をつけてやっていると思うんですけども。

○大坪環境対策推進課長 今回の事業につきましては、県内の全市町村に照会をしまして、回答があったところがこの5つの市と町でございます。現実には、市町村はほとんどが職員がみずから不法投棄に関する現地調査等を行っているのが現状のようでございます。したがって、今回は新たに、基金事業を活用して臨時的に人を雇って、そのための専門的な業務をやっ

ていただくということでございます。

○十屋委員 ということは、先ほどもあった3年間ということになると、限られた職種の方々にお願いするのか。広く経済・雇用対策で新たに雇っても、3年後は身分がわからないとなれば、非常に不安定な部分だと思えるんですけども、そのあたり市町村との協議の中ではどのようにされるおつもりですか。

○大坪環境対策推進課長 現在、県は18名不法投棄の監視員がおりまして、臨時的な雇用でございます。それから宮崎市も、たしか6名だったと思いますが、臨時的雇用をやっておられます。いずれも臨時的な雇用ということで、1年間の非常勤職員というふうな形態でございます。今回、5つの市と町ありますけれども、いずれもそのような臨時的な職員の雇用形態ということになってまいります。3年間はこの事業でもって予算が担保されるわけですがけれども、それから先がまだ全くわかりませんので、一応この事業に関しては3年限りということで考えております。

○緒嶋委員 今度の補正額は、内示か交付決定したものだけを計上してあるわけですか。その辺はどうですか。

○飯田環境森林課長 基本的には、内示をいただいたものについて予算を計上させていただいているところでございます。

○緒嶋委員 熊本は6月あたりでかなりな予算を計上してその準備を進めておる中で、経済・雇用緊急対策というのが眼目でありますので、そういう意味から言えば、9月補正はちょっと遅かったと私は思っておるわけです。財政課は内示がないからできんというのがあったわけですが、やはり経済・雇用緊急という立場から言えば、予算が一日でも早く執行されなけ

ればならないわけですが、今後の取り組み、今度可決されたらどういう形でこれをスピーディーに進めるとか、そういう基本的な考えは、どういうふうに思っておられるか。

○飯田環境森林課長 議会のほうで承認をいただければ、例えばニューディール基金については交付申請という形を考えていくということでございます。

○緒嶋委員 交付金なんかは、ことしだけがこれでいいというものじゃないわけです。事業効果を上げるためには、3年間国の予算が認められなければ、県としては1年だけこれでよかったというものではないわけです。今後推移を見守ると言われるけれども、基本的にはこの予算というのは3年間を前提としたものであるので、そのあたりが担保されなければ今年度の補正予算は意味がないんじゃないかということで、意見書を出させてもらったわけですが、我々が出したという意義をどういうふうにとっておられるか。

○飯田環境森林課長 基本的には、先生がおっしゃるとおり、これが執行停止となれば、本県経済、県民生活に与える影響は非常に大きいので、我々としては国に対しまして、ぜひ地方の声に耳を傾けていただいて、混乱が生じないように慎重な検討を強く求めていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 ぜひそういうスタンスで進んでいただきたい。少なくとも国の予算として可決されたもので県も市町村も予算を組んでおるわけですので、政権が変わった時々によって国の政策が手のひらを返したように変わるということも、私は問題だと思う。今後新たな政策を国が立てていかれるのはいいけれども、継続した中で進められておるものが、政権が変わったから

ぱらっと手のひらを返したようにやってもらうと、国民は動揺するし、何を信じていいかわかんわけです。そういうこともありますので、ぜひそういうスタンスで努力していただきたいということを要望しておきます。

○濱砂委員 説明資料の93ページ、水源地域整備事業8,700万、内容はどのような事業ですか。

○河野自然環境課長 これは、保安林に指定されたところで下流域の重要な水源になっているところを、治山施設とあわせて保安林の森林の整備も行う、そういった内容です。

○濱砂委員 一般民家に対してもこの事業は適用できるんですか。

○河野自然環境課長 これは県営事業としてやります。

○濱砂委員 もう一点、97ページですが、造林、保育等の森林整備及び植栽未済地の解消に要する経費のところ、シカの防護さくの話がさっきちょっと出たんですが、シカの防護さく待機者、防護を要望しているにもかかわらずまだそれができ上がっていない。これは民間の山にも適用するわけでしょう。

○徳永森林整備課長 これは森林所有者を対象にやりまして、年間180キロメートルぐらいの防護さくを予算化しております。そのうち今回、この補正に係るものは約80キロメートルを設置しようというふうに考えておりまして、1,600～7,000ヘクタールの造林をしますが、そのうちの3割ぐらいを囲んでいくというような状況であります。

○濱砂委員 これは、要望と今の供給率はどんなものですか。

○徳永森林整備課長 予算的には大体要求をカバーしているという状況だと思います。

○濱砂委員 野猿は農政のほうですか。環境森

林部のほうでは対応していないんですか。

○徳永森林整備課長 野猿のほうは、被害対策としては農政のほうでやっていただきまして、造林木には野猿の被害はありませんが、しいたけなどに被害がある場合は、環境森林部のほうでネットを張ったり等の事業をやっておるといふことをございます。

○濱砂委員 要望はすべて満たしているという状況ですか。かなり待っている人が多いと聞かれますか。

○徳永森林整備課長 森林関係の野猿でしょうか。

○濱砂委員 生産者の人は区別つかないんです。環境森林部のほうに要望が来ている分は、ほとんど要望にこたえているんですかということですか。

○森山村・木材振興課長 野猿とは限りませんが、今回、1,700万円ほど補正を上げさせていただいております。その中で、今まで要望に対しては4割ぐらいしか充当ができなかったんですけれども、今年度要望されている市町村につきましてもは全額充当しております。ただ、野猿について全部できたかというのは、今資料がございませんのでわかりかねます。

○濱砂委員 ここで充当できているということであれば、あとは農水のほうが充当できていないということですから。どっちがどっちかよくわからないんですけれども、向こうのほうに要望していかにかんからですね。かなり要望者が多いみたいで、私の知っている地域でも半分も満たされていないような状態なんです。それがほとんど農水のほうであれば、向こうのほうに要望を今後していくことにします。

それからもう一点、林業公社に900万出ていますが、最終予算額は14億5,100万ですね。これで

最後ですか。これは森林管理料の補てん金でしょう。

○徳永森林整備課長 14億5,100万のうちの12億が償還金に充てられる予算でありまして、植栽未済地のための900万、あとは長伐期を進めるためのものが900万ということで、トータルこの金額になっております。

○濱砂委員 森林管理料、総額今どのくらいになっていますか。

○徳永森林整備課長 今、350億ぐらいになっております。

○濱砂委員 委員会資料ですが、先ほど鳥飼委員から質問がありました、3ページの高鍋町庁舎と新富町庁舎、この2つは隣同士ですが、これは防音関係の問題も含めてこういうことで申し入れが来ていたんでしょうか。

○堤環境管理課長 今回の場合は、庁舎が非常に老朽化しているということで、今回の国の交付金を使って、かつ地球温暖化防止にも寄与するための事業というふうに聞いております。

○濱砂委員 これは基地の問題とは別に来ているということですね。

○堤環境管理課長 はい。

○濱砂委員 それからもう一点、6ページ、作業道ですが、森林内の路網整備は、濁水対策と一緒に検討されているんでしょうか。

○徳永森林整備課長 この事業で行います作業道につきましてもは、今までつくってございました簡易作業道ではありませんで、3級林道に近いということで、防災対策、構造物も入れながら、災害に強い作業道をつくっていききたいというふうに思っております。

○濱砂委員 ちゃんと舗装して排水をつくるということですか。

○徳永森林整備課長 勾配の急なところ、路面

の洗掘のおそれのあるところ等につきましては、コンクリート舗装等をやりながら災害に強い道をつくっていききたいというふうに思っております。

○濱砂委員 6ページの事業内容の⑦素材流通コストの支援、間伐材等購入資金の利子助成、これは、山主に助成する分と搬出業者あるいは利用者に助成する分、対象者はどうなるんですか。

○森山村・木材振興課長 これは、間伐材のみの搬出に係るものを、間伐材の安定取引の協定を結ばれた、運賃を負担する方に助成するということになっております。ですから、搬出業者の方が運賃を負担されれば搬出業者の方に助成しますし、山主の方が運賃を負担されれば山主の方に助成するというような格好になります。

○濱砂委員 つまり、山の価格に上乘せになるということで理解していいんですか。

○森山村・木材振興課長 そういうことになると思います。

○凶師委員 私も、6ページの森林整備加速化・林業再生事業についてお伺いしたいんですが、鳥飼委員も御質問されましたけれども、7ページの資料についての箇所づけも内示が出ているということであれば、大体の数値も見えてきているかと思われるんですが、今御説明できる範囲で教えていただいてよろしいでしょうか。

○森山村・木材振興課長 今、全体事業計画を取りまとめておまして、今回、予算上は14億9,500万ほどですけれども、これについての箇所づけを現在進めておまして、国からの交付決定が来次第、それを内示して市町村等々を通じて事業を実施すると。円滑に実施できるような体制づくりを今進めているところでございます。

○凶師委員 今回の段階では箇所づけについて具体的なものは御答弁いただけないというか、まだその整理中ということで理解してよろしいでしょうか。

○森山村・木材振興課長 具体的なものといいますと、どこどこが幾らというような御紹介でよろしいのでしょうか。非常に量が多いんですけども、具体的に申し上げますと、例えば④の素材生産・木材加工施設等整備事業では、高性能林業機械を5台とか、木材加工・特用林産施設につきましては3社に支援をします。木質バイオマスにつきましては、バイオマス加工のチップの生産工場とか、利用施設につきましては木質ボイラーを1台。間伐材安定供給コストでは約2万立方。木造公共施設については、10施設ほどが支援の対象になっておりますし、素材流通経費等支援事業につきましては、素材流通コストの支援として約3万立方メートル、それから間伐材等購入資金の利子助成につきましては20ほどの業者の方から要望が上がっているような状態になっております。

○凶師委員 了解です。その数値がお伺いしたかったということと、ちょっと細かくなるんですが、バイオマスの安定供給支援に関してボイラーの助成が1台ということで、私の理解が間違っておれば教えていただきたいんですが、これは農政とも関連してくるかと思われるんですけども、ハウスのボイラーで木質ペレットを使って暖房していくという事業につながるんだろうなと思うんですが、県としては、どれくらい台数を設置して、どれくらいの面積を今後整備していくというような具体的な数値は持たれていないですか。

○森山村・木材振興課長 施設園芸のバイオマス施設につきましては、私どもが承知している

話では、3ページの事業実施の概要(1)の④民間施設(施設園芸)の省エネ化への補助、木質バイオマス加温機等整備ということで、農政のほうに御要望されていると伺っております。私どもの6ページ、7ページの部分につきましては、3トンの蒸気を発生するとか、かなり大型のものを想定しております、例えば日向市のお船出の湯の温泉施設のボイラーをかえるとか、門川町からも要望が上がっているんですが、門川町の温泉施設のボイラーの加温機をかえるとか、あとは製材工場で、今まで重油炊きのボイラーを木質ボイラーでも使えるようなボイラーに交換する、それによりましてCO₂の発生を削減するというような状態のものを想定しております。以上です。

○図師委員 今の説明で十分です。また農政は農政で聞きたいと思います。

今回の補正で私が受ける印象としては、もちろん未植栽地の解消のための植栽に重きを置かれているのではなくて、今説明の中にもありましたが、伐期を迎えている木材をいかに流通させるか、それをいかに有効活用するかというところに重きが置かれている補正だなという印象を受けております。ただ心配なのは、参考資料の中にもありましたけれども、伐期が来ているものが62%を抱えていると、これをいかにけさせるかが課題となっておりますという内容もありますし、また後半部分、15ページ、16ページでは、林業にかかわる方々が年々減少してきている。若手はもちろん、高齢化は進む一方、林研グループも数が減る一方というところで、いわゆる予算はつけたはいいいけれども、それを実際現場ではけていただくといえますか、下請で働いていただく方々の育成が伴っていないんじゃないか。先ほど公社の基金の話もちらっと出て

おりましたが、予算がダブついてくるような状況が発生しやすいかという心配をしているところです。そのあたり、方向性の質問になってしまいますが、担い手、また山の現場の仕事をしている方々の育成という観点で、今後、3年後、5年後にはこの方々を何人ぐらいふやしたいとか、事業するに当たって、Uターン者、Iターン者をこの程度は確保したいというようなビジョンなり持たれておれば教えていただきたいんですが。

○森山村・木材振興課長 担い手の確保につきましては、現在、2,311人ということで、高齢化率も非常に高くなっている。これは山村地域をあらわしている状況と全く一緒だと思います。そういう中で、平成15年から緑の雇用対策事業というのを国のほうでやっていただいております。この研修生が740名ほど現在までにいらっしゃるんですけども、このうちの大体6割が森林組合なり林業事業体にそのまま就業されております。平成18年度から3カ年で見ますと、新規就業者が平成20年度は200人ほどいらっしゃるんですけども、平成18年度から3カ年で純増——200人の新規就業者がいらっしゃいますが、退職される方、いわゆるリタイアされる方もいらっしゃいますので、それを全部合わせますと過去3カ年で123人ほど、一部の有力な企業を集めて統計をとってみますとそれだけ純増がございますので、今後もそういう形を進めていながら担い手の確保につなげていきたいと思っております。

○図師委員 その数字を聞いて、若干なりにも光が差してきているんだろうなという気はしております。もう既に取り組まれている内容かもしれないかもしれませんが、中山間地には空き家がかかなり多くなっております。その事業を利用して研修者

をふやすのももちろんですが、空き家とか空き施設、今回、私、一般質問でも取り上げましたが、小中学校等の跡地利用等で有効な策が練り上げられれば効果もさらに上がってくるのではないかと思いますので、ますますの御研さんを期待しております。以上です。

○河野委員 私も、今、凶師委員がおっしゃったように、この事業で担い手が見えないなということだったんですけれども、今、御質問がありましたので、理解したいと思います。

確認したいと思うんですが、4ページ、森林整備地域活動支援交付金事業ですけれども、事業内容で、「森林所有者等が実施する気象害等の把握による云々の地域活動に対して」という文言があるんですけれども、「森林所有者等」というのは——①と③、特に③の市町村推進事業というのを、イメージ的にどういうものなのかを説明していただきたいと思います。

○飯田環境森林課長 この事業は、基本的には、森林所有者の方々が気象害等について調査したときに1ヘクタール当たり1万円ということでございます。「等」については、森林組合等に委託する場合もございますので、そういうことで書いております。それと「市町村」と書いてありますのは、基本的に市町村を通じて森林所有者に対して補助することになっておりますので、事業主体は国、県、市町村となっているところでございます。

○河野委員 ということは、民間の方が単独でこの調査を行うということも想定してあるということですか。

○飯田環境森林課長 単独で自分でされる方については、そういう申請を市町村にされれば、基本的には補助が出るというふうに考えております。

○河野委員 そういう地域活動で調査をすることによって、その後、何かつながるものがあるのか確認したいんですが。

○飯田環境森林課長 これは基本的には、森林所有者に対する所得補償という面も若干あるんじゃないかと思っております。経済・雇用緊急対策等でこういう対策を講じられたというふうに認識しております。先生がおっしゃるとおり、調査してどうなのかという話もございませうけれども、調査することによって、例えば損害等が生じたらその対策をとるとか、そういうことも今後出てくるのではないかと考えております。

○外山衛委員長 次に、その他の報告事項についての質疑がございましたらお願いします。

○外山三博委員 先ほど原木しいたけの報告がありました。これに関連があるかここでお尋ねしたいんですが、人工しいたけがありますね。これは結構市場には出ているし、場合によっては原木のしいたけよりもいい価格で出ているんですけれども、この菌床しいたけの実態、状況をお聞きをしたいんですが。

○森山村・木材振興課長 しいたけの生産ですけれども、平成19年度で本県は1,584トン生産しております。このうち——先生がおっしゃる、原木しいたけ以外の、ブロックで生産する菌床しいたけが1,329トン、割合としましては84%が菌床で生産されております。

○外山三博委員 菌床しいたけは環境森林部の所管になるんですか。

○森山村・木材振興課長 しいたけ自体は環境森林部で所管しております。

○外山三博委員 原木のしいたけよりも相当多いですね。県の姿勢としては菌床しいたけを今後ますますふやしていく姿勢なんではないでしょうか。原木のしいたけとの競合が出てきますね。非常

に難しいところだろうと思うんですが、その辺のところはどういうふうに考えていますか。

○森山村・木材振興課長 基本的には原木しいたけが中山間地域の所得の確保につながるととらえておるんですけれども、最近が高齢化しておりますして、原木を移動させたり、ほだ木を天地返し（上下左右に動かす）とか、別な場所に移動するとかいうので非常に労力がかさんできております。それから、菌床につきましては取り扱いが楽だということもありまして、生産者の対策としても一つの方法としてとらえるべきじゃないかということで、できる限り菌床につきましても本県産の原木をつぶしたものを使ってくださいということで指導しているところでございます。

○外山三博委員 原木しいたけの生産者が菌床しいたけもやりましょうというような動きはあるんですか。

○森山村・木材振興課長 菌床しいたけは、どちらかというと平場のほうが多いものですから、一部県北のほうではダブって原木と菌床をされている方もいらっしゃいますけれども、ほとんどの場合は菌床は菌床オンリーです。

○外山三博委員 非常に難しいところですが、スーパーなんかで見ると、価格も菌床しいたけのほうが高いですね。県の姿勢としてどういうふうに取り組んでいくのか。菌床栽培についての制度事業なり補助金は今まであるんですか、ないんですか。

○森山村・木材振興課長 国の林業構造改善事業のほうで補助の対象になっております。

○外山三博委員 ということは、県もこれを大いに振興していこうという姿勢で取り組んでいかれるということでしょうか。

○森山村・木材振興課長 特用林産物全体とし

て考えてみますと、全国的にも菌床の割合は非常に多くなっております。県の場合は、過去ずっと原木しいたけということで推奨してきたんですけれども、一部の都市部のほうで実施されるものにつきましては、雇用の確保とか、先ほど申し上げましたように、原木を利用した菌床ブロックをつくっていただきたいということで、原木とつながりのある菌床栽培を推進したいと思っております。

○外山三博委員 菌床栽培のキノコはしいたけ以外にもありますよね。ちょうど過渡期だろうと思うんですが、これから少し整理をされて、これを今後、思い切って取り組んでいくのか、ほどほどがいいのか難しいところでしょうけれども、消費ニーズがどういうふうに動いていくかということがベースにありますから、今後の一つの課題として御検討をお願いします。

○鳥飼委員 山村・木材振興課のところで、103ページの林業・木材産業構造改革事業費の中の2の（4）木造公共施設整備等事業が7,000万組んであるんですけれども、ここを具体的に説明をいただきたい。

○森山村・木材振興課長 この事業につきましては、委員会資料6ページの⑥木造公共施設整備等事業で、公共施設等の木造化・木質化、あるいは地域材の新たな利用開発等の支援を行うということになっておりまして、先ほど図師委員のほうからのお問い合わせにもありましたように、幼稚園とか市町村の施設等々の内装の木質化あるいは木造化を支援しようというものでございます。

○鳥飼委員 3者ということで先ほど御説明がありましたか、中身を具体的にお聞きをしたいんですが。

○森山村・木材振興課長 例えば椎葉村の幼稚

園、あとは延岡市のファーマーズマーケット、小林市の弓道場、それから幼稚園が2園ほど入っております。

○鳥飼委員 1カ所1,000万とかなんとかありましたね。これは金額的にはどんな配分になるのでしょうか。

○森山村・木材振興課長 補助率につきましては、事業費の2分の1を補助しようということ考えております。

○鳥飼委員 例えば弓道場、どのような規模かわからないんですけども、単価がぐっと上がったときの2分の1でも困るよということになると思うんですけども、上限は幾らになっていますか。

○森山村・木材振興課長 上限は1,000万ということでございます。

○松村副委員長 1点だけですが、エコクリンプラザみやざき問題についての損害賠償請求ということで、弁護士事務所との委任契約を締結ということですが、これまでの損害金額、調整池をもう一度作り直す費用とか、塩害対策の下水を導入するときの費用、休んでいた期間の賠償、それ充ての事務経費の賠償、どれぐらいの範囲で、どれぐらいの予算で、損害賠償について、ある程度業者の数とか人員とか対象者を示して弁護士事務所に発注しているんですか。

○大坪環境対策推進課長 それについては公社の理事会で決定をしているんですけども、対象者に関しましては、まず、設計と施工監理を日本技術開発株式会社というところがやっております。それが1社。もう1社は、浸出水調整池の地盤工事、盛り土工事を実施しました三井住友JV、この2社に対して損害賠償請求をすることが理事会で承認をされております。損害額をどうするかということは、今後、弁護士と

の協議の中で内容を精査していくこととなります。全体損害額は、例えば今回の工事をするために13億6,000万円とか、今後、市の公共下水道に接続するために7億円ぐらいとか、いろんな工事費が発生するわけですけども、その中でどの部分が業者の責任として請求できるのかということがありますので、ここは十分弁護士と協議して精査していくこととなります。

○松村副委員長 まだ今からということですか。

○大坪環境対策推進課長 これからです。

○森山村・木材振興課長 先ほどの鳥飼委員の質問の答えを修正させていただきます。上限が1,000万円とお答えしたんですけども、上限1億5,000万円ということで、勘違いしておりました。申しわけありません。

○外山衛委員長 それでは、以上をもちまして環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時1分開議

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○伊藤農政水産部長 農政水産部でございます。よろしく申し上げます。

恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料、1枚お開きをいただきたいと思います。1ページでございます。本日、農政水産部からは、議会提出議案1件、委員会報告事項5件につきまして

御説明をさせていただきます。

資料を1枚お開きいただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。まず、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」についてでございます。

今回の補正は、経済・雇用対策の実施に伴うものや国庫補助決定に伴うものが主な内容でございます。平成21年度歳出予算課別集計表の中ほどの列、平成21年度の補正額の欄をごらんいただきたいと思います。網かけしております一般会計の合計の欄でございますように、9月補正といたしまして26億7,203万9,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、その右側の欄でございますけれども、一般会計で448億6,623万5,000円となり、特別会計を合わせました農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下の網かけの欄でございますが、454億4,689万4,000円となります。

補正の詳細につきましては、後ほど関係課長のほうから説明させていただきます。

次に、その右側の3ページ、繰越明許費についてでございます。農村整備課の公共土地改良事業の1カ所、それから漁港漁場整備課の水産基盤（漁港）整備事業の2カ所で、合計6億3,580万円の繰り越しをお願いいたしております。これらは、関係機関との調整等に日時を要したことによるもの、あるいは工法の検討等に日時を要したことによるものでございまして、現時点で繰り越しが見込まれるものでございます。

以上が議会提出議案でございます。

続きまして、委員会報告事項についてでございます。資料の4ページ以降につけてございますけれども、本日は、報告事項といたしまして、「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画策定の基本的な方針及び本県農業・農村の現状と課題

について」外4件につきまして、こちらのほうも後ほど関係課長のほうから説明をさせていただきます。

私のほうからは以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○上杉農政企画課長 それでは、補正予算について、まずは農政企画課より御説明をさせていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックス「農政企画課」の135ページをごらんください。農政企画課の9月補正額につきましては、1,668万9,000円の増額補正をお願いしているところでございます。この結果、9月補正後の予算額は24億1,504万4,000円となっております。

それでは、内容について御説明をさせていただきます。137ページをお開きください。上段の（事項）連絡調整費で418万3,000円の増額となっております。これは経済・雇用対策の実施に伴う補正でありまして、地上デジタル放送対応に要する経費でございます。

次に、下段の（事項）指定試験費で1,250万6,000円の増額となっております。これは国の委託決定に伴う補正でありまして、本県の立地条件に適した研究課題についての試験研究に要する経費となっております。

農政企画課からは以上でございます。

○山之内地域農業推進課長 地域農業推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の141ページをお開きください。地域農業推進課の9月補正額は、一般会計で1億8,479万円の増額補正をお願いいたします。この結果、9月補正後の一般会計予算額は、右から3番目の欄でございますように43億325万5,000円となります。

補正予算の内容でございますが、平成5年度

から7年度にかけまして旧田野農協（合併後宮崎中央農協）が農業構造改善事業により整備いたしましたカンショ加工施設等につきまして、事業中止に伴いまして残存価格の補助金相当額を、宮崎中央農協が、宮崎市及び県を經由いたしまして国に自主的に返還するものでございます。この事業につきましては県の上乗せ補助はございませんでした。手続といたしましては、事業主体でございます宮崎中央農協から宮崎市を經由して納付がございまして、これを県では諸収入で受け入れまして県に払い込むこととなります。

地域農業推進課からは以上でございます。

○土屋宮農支援課長 宮農支援課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の143ページをお開きください。宮農支援課の9月補正額は、一般会計分で670万7,000円の増額をお願いしております。したがって、9月補正後の最終予算額は26億9,830万2,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。145ページをお開きください。一番上の表の（事項）新農業振興推進費でございますが、みやざきモデル食育・地産地消推進事業104万3,000円の増額についてでございます。この事業につきましては国庫補助決定に伴う補正でございまして、食育・地産地消推進のための県民会議及び市町村の活動に要する経費でございます。

次に、その下の表でございますが、（事項）協同農業普及事業推進費の農業改良普及センター運営事業465万8,000円の増額についてでございます。この事業につきましては、経済・雇用対策の実施に伴い、3カ所の農業改良普及センターの老朽化した公用車3台を更新するための経費をお願いしております。

次に、一番下でございますが、（事項）農業金

融対策費の利子補給金・助成金100万6,000円の増額でございます。この事業につきましては、農業経営負担軽減支援資金の融資需要が増加していることから、当初予算で設定しておりました融資枠7億5,000万円を15億円としたことに伴う増額でございまして、これに合わせて債務負担行為限度額の増額もお願いしております。

宮農支援課は以上でございます。

○郡司農産園芸課長 農産園芸課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の147ページをお開きください。農産園芸課の9月補正額は1億4,310万5,000円の増額補正をお願いしております。その結果、9月補正後の予算額は22億3,881万1,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。149ページをお開きください。上段の（事項）挑戦！みやざき施設園芸産地改革事業費及び下の段の茶業奨励費につきましては、資料により後ほど説明いたします。

まず、中ほどの（事項）主要農作物生産対策事業費であります。新規事業、収穫前品質判定技術確立緊急対策事業は、平成19年産早期水稻の被害を受けて開発いたしました本県独自の収穫前品質判定技術の普及に必要な検査機器を各普及センターへ導入するものでございます。予算額は1,000万円をお願いしているところであります。

次に、あけていただいて、150ページをお開きください。（事項）活動火山対策農地保全整備活用事業費であります。この事業は、桜島の降灰による農作物への被害を防止するため、防災営農施設の整備を行うものであります。今回の補正は国庫補助の決定に伴うもので、予算額は397万2,000円をお願いしております。

それでは次に、平成21年9月補正予算説明資

料のほうをごらんいただきたいと思います。資料をあけていただいて、2ページをお願いしたいと思います。新規事業、施設園芸加温システム転換推進事業であります。

1の事業の目的でございますように、本事業は、地球温暖化対策としての炭酸ガス排出抑制への取り組み強化や、重油高騰に伴う高コスト構造からの転換が求められる中で、省エネルギー化のさらなる推進とクリーンな新エネルギー加温機の導入支援を強化するものであります。

具体的には、2の(4)事業内容でございますように、①のヒートポンプの導入支援と②の木質ペレット加温施設等の導入支援を予定しております。補助率は、国庫助成がある場合は、総事業費から国庫事業費を除いた額の3分の1の上乗せ助成を、国庫助成が得られない場合は、総事業費の3分の1の助成を予定しております。事業推進に当たりましては、国庫事業とあわせて本事業を推進することによりまして、生産者の導入経費の負担軽減を図っていきたいと考えているところであります。

本事業は、地域グリーンニューディール基金を活用した事業でありまして、予算額は1,833万3,000円で、事業期間は平成21年度から23年度の3カ年を予定しております。

次に、4ページをお開きください。新規事業の「みやざき茶」再生緊急対策事業であります。

1の事業の目的にありますように、本県茶業を取り巻く状況は、荒茶価格の低迷や資材価格の高騰に加え晩霜害の被害も発生するなど、大変厳しい状況でございます。このような中で、来年の一番茶までにぜひとも対策を講じておきたい事項につきまして、今回、補正事業をお願いしているところであります。

その1つ目が、右側の上段にあります、製茶

技術研修センターの設置であります。折れ線グラフがございますが、一番茶荒茶価格の推移にありますように、全国的な茶の価格低落傾向の中で、本県は、一番下の線でございますけれども、隣県鹿児島に比べて約800円程度の価格差がついている状況でございます。これは、右側の課題の③にありますように、小規模な茶工場が多く、個々の製茶技術に大きな開きがあることが原因とされており、製茶技術のレベルアップが大きな課題となっております。このため、対応策にありますように、川南町でございます総合農試茶業支場に製茶技術研修センターを設置し、製茶技術の向上を図ろうというものでございます。また、来年の一番茶に間に合わせ、多くの農家にこの研修に参加していただくために、茶業支場の茶園にハウスをかけまして、通常の茶摘みの時期よりも1カ月早い3月中旬に摘採し研修に使用してまいりたい、そのように考えているところであります。

次に、2つ目が、下の段の防霜施設の整備であります。一番茶は、出荷時期が早いほど高値で取引される傾向にあり、早出し茶は暖地に位置する本県の優位性が発揮できる取り組みですけれども、課題の欄にありますように、地球温暖化の影響を受けて茶の生育が年々早まり、その結果、これまで晩霜害を受けなかった南那珂地域や旧北浦町といった地域においても晩霜害の被害が発生するようになっております。このため、早出し地帯において良質な生葉を安定的に生産するために、営農集団が取り組む防霜施設の整備を支援してまいりたいと考えております。

左のページにお戻りいただきたいと思います。2の事業の概要にありますように、予算額1億1,080万円で、本年度中の完成、研修開始を目

指して全力で取り組んでいきたいと思ひます。
ぜひとも来年度の一番茶に効果が発現できます
よう取り組んでまいりたいと考えております。

農産園芸課は以上でございます。よろしくお
願ひいたします。

○山本畜産課長 畜産課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の151ページをお開
きください。畜産課は13億7,955万円の増額補正
をお願いしております。この結果、補正後の予
算額は53億803万1,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明申し上
げます。

1枚めくっていただきまして、153ページをお
開きください。中ほど、耕畜連携による資源循
環型農業確立事業と、その下、延岡家畜保健衛
生所緊急移転整備事業につきましましては、後ほど
環境農林水産常任委員会資料で御説明をさせて
いただきます。

一番下の（事項）畜産試験費の477万5,000円
の増額についてでございます。これは、畜産試
験場で行っております産学官連携試験に要する
経費でございまして、宮崎県産業支援財団から
の受託決定に伴う補正でございます。高齢者等
にも取り扱いが容易で、低コストな牛の発情発
見装置の開発を行うものでございます。

次に、別冊の環境農林水産常任委員会平成21
年9月補正予算説明資料の6ページをお開きく
ださい。耕畜連携による資源循環型農業確立事
業に係ります増額補正について御説明をいたし
ます。

今回、国の地域バイオマス利活用整備交付金
を活用いたしまして、廃棄物系バイオマスであ
ります家畜排せつ物を焼却することで蒸気や電
気等のエネルギーに変換いたしまして、工場等
での動力に活用するものでございます。

右のページをごらんください。まず1番、平
成20年3月に策定いたしました、家畜排せつ物
の利用の促進を図るための県計画によります本
県の家畜排せつ物の発生・利用状況及び目標に
ついてでございます。グラフの上段、平成18年
の家畜排せつ物の年間発生量は447万トンでござ
いまして、そのうちの76%に当たります約340万
トンが堆肥化によりまして農地に還元されてお
ります。また、約18%が浄化処理等によりまし
て河川へ放流をされております。残りのプロイ
ラー鶏ふん約23万トンにつきましましては、県内2
カ所の施設で焼却処理をされておりました、蒸
気や電気等へのエネルギー変換がなされておる
ところでございます。グラフの下段、これが平
成27年度には年間発生量が476万5,000トンに達
し、約30万トン増加するものと推測いたしてお
ります。こうしたことから、将来にわたりました
農地や環境への負荷軽減を目的といたしまして、
増加見込みの約30万トンのうち、牛ふん等
の一部を加えました約10万トン程度を焼却処理
するための施設整備を進めてまいりたいと考え
ております。

次に2番、本県におきます家畜排せつ物の焼
却方式によるエネルギー変換の状況についてで
ございます。県内ではこれまでに、全国に先駆
けまして、表の上2つ、既に2カ所で鶏ふんの
焼却施設が稼働いたしてしております。今回計画
しておりますのは、表の一番下、3基目の施設と
なりますけれども、従来の鶏ふんに加えまして
牛ふんの一部も含め、年間10万トン規模の焼却
施設を1基目と同じ会社に整備する計画でござ
います。

左のページに戻っていただきまして、2の事
業の概要でございますが、予算額は、平成21年
度分の焼却ボイラー本体工事及び附属施設に係

る事業費といたしまして、18億5,000万円の2分の1、9億2,500万円をお願いしております。事業期間は、今年度から平成22年度までの2カ年間を予定しております。来年度、平成22年度当初予算につきましても5億7,500万円の予算計上を予定いたしております。事業主体につきましては、都城市高城町にございます南国興産株式会社を予定いたしております。

次に、同じ資料の8ページをお開きください。新規事業、延岡家畜保健衛生所緊急移転整備事業についてでございます。

現在、延岡家畜保健衛生所の周辺は、右ページの写真をごらんいただきますように、一般住宅や保育園、スーパーなどが林立をいたしております。近年、地域住民から、家畜の死体焼却炉の煙やにおいに対する苦情などが発生をいたしております。その対応に苦慮しているところでございます。このため、家畜伝染病予防法に基づきまして実施します、伝染病が疑われる家畜の解剖検査、またその死体の焼却等を制限せざるを得ない状況が生じておりました。緊急かつ抜本的な解決が強く求められているところでございます。そこで今回、新たに市街地郊外へ移転新築することによりまして、地域住民と畜産農家双方が安心できる県北地域の家畜防疫体制の基盤強化を図るものでございます。

左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要でございます。予算額といたしましては、用地取得、設計委託、本館及び解剖棟の建設工事費等合わせまして4億4,977万5,000円をお願いいたしております。

続きまして、別冊の平成21年9月定例県議会提出議案の7ページをお開きください。議案第1号で債務負担行為限度額の変更をお願いしております。下の平成21年度家畜飼料特別支援資

金金融融通事業の利子補給につきましては、配合飼料価格高騰への影響緩和対策として国で措置された事業でございます。国、県等の利子補給により農家の金利負担軽減を図っているところでございます。配合飼料価格は一時期のピークより下がっておりますけれども、いまだ値上がり前の水準からは高い価格で推移しており、加えまして、牛肉等の枝肉相場も低迷いたしておりますことから、農家の収益に大きな影響を与えております。特に影響が大きい肉用牛の肥育経営の支援対策の強化とともに、今年度上半期までの融資実績、融資機関への需要額調査の結果等を踏まえまして、当初の融資枠8億5,000万円に対しまして、新たに6億5,000万円の融資枠を加え、融資枠15億円、枠拡大に伴います655万2,000円の債務負担の増額をお願いしております。

畜産課については以上でございます。

○西農村整備課長 農村整備課でございます。

お手元の平成21年度9月補正歳出予算説明資料の155ページをお開きいただきたいと思います。当課の補正予算としましては、一般会計で3,400万円の増額補正をお願いしております。その結果、9月補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように159億8,031万3,000円となります。

補正の内容につきましては、1枚めくっていただきまして、157ページをごらんいただきたいと思います。4行目の(目)土地改良費の(事項)県単土地改良事業費で3,000万円の増額補正をお願いしております。これにつきましては経済・雇用対策の実施に伴う補正でございます。国庫補助事業の対象とならない小規模な土地基盤整備を行うものであります。

次に、中ほどの(目)海岸保全費の(事項)

農地海岸保全事業費で400万円の増額補正をお願いしております。これにつきましては、環境省の地域グリーンニューディール基金の活用によりまして農地海岸におきます海岸漂着物の回収処理などに関する事業を行うものでございます。

農村整備課からは以上でございます。

○鹿田水産政策課長 水産政策課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の159ページをお開きください。当課の補正予算額ですが、一般会計で1億2,956万9,000円の増額補正をお願いしております。この結果、9月補正後の予算額は、右から3番目の欄であります。一般会計と沿岸漁業改善資金特別会計を合わせまして19億7,021万1,000円となります。

補正の内容ですが、次の161ページをお開きください。上から5段目にあります(事項)水産金融対策費、その下のほうにございます(事項)漁業無線対策費、及び(事項)水産試験場管理費につきましては、後ほど補正予算説明資料のほうで御説明いたします。

初めに、一番下にあります(事項)水産試験費の450万円の増額補正について御説明いたします。補正の理由でございますが、受託決定に伴う補正でございます。相手方は独立行政法人水産総合研究センターでございます。次のページをごらんください。説明欄(1)の内水面増養殖試験費でございます。今回の受託事業は、温暖化に対応した養殖品種の開発を行うものでございまして、現在、水産試験場の小林分場が進めております高温耐性ニジマスの研究がさらに進展するものと考えております。

次に、平成21年9月補正予算説明資料をお開きください。10ページになります。漁業緊急保証対策資金利子給付金について御説明いたします。

1の事業の目的ですが、燃油及び資材の高騰や水産物価格の低迷などの影響から資金繰りに窮しております漁業者等の経営の健全化を促進するため、国の漁業緊急保証対策に連動した新しい利子補給制度を創設しまして、資金融通の円滑化や金利負担を軽減することにより本県漁業の維持安定を図るものでございます。

次に、事業の概要ですが、(1)の予算額ですけれども、本年度分の利子補給としまして571万6,000円をお願いしております。(2)の債務負担行為につきましては、平成37年度までの利子補給額としまして、限度額3億1,543万8,000円をお願いしております。

(5)の事業内容ですけれども、利子補給の対象となる融資枠は40億円としております。また、県の利子補給率は0.95%となっておりますが、金融機関にも0.3%の負担をお願いすることとしておりまして、漁業者が借り入れる際の貸付金利は1.7%程度を予定しております。次に、資金の使途でございますけれども、経営不振等によって増加した債務の整理等を図るための資金としております。償還期限は15年以内、うち据え置き期間を2年以内で設定できることとしておりまして、貸付限度額は1件当たり2億8,000万円としております。

次のページをお開きください。次に、漁船救助支援システム化事業について御説明いたします。

右側の資料をごらんください。左の海難事故の現状でございますが、漁業者が漁船から海中に転落した場合、事故の発生を第三者に連絡手段がないということで、捜索開始までに数時間から数十時間が経過する場合があります。行方不明または死亡する確率が高いという現状でございます。また、平成20年に実施しました県内漁業

者へのアンケートでは、約3割の方が「転落または転落の危険を感じた経験がある」と答えております。

この事業ですが、漁業者が漁船から海中に転落した際に、自動的にその情報を漁業無線ネットワークにより検索しまして、関係機関の迅速な捜索活動による人命救助を可能とするシステムを整備するものでございます。

左ページの予算額ですけれども、4,885万3,000円をお願いしております。

その下の(4)の事業内容でございますが、船員用発信機及び漁船用受信発信機、海岸局用受信機の機器整備につきましては、補助率2分の1以内の補助事業として漁協または県漁連に交付することとしております。また、②の統制局救急情報受信機能整備につきましては、油津無線局が県有施設ということでありますので、県が整備することとしております。

次のページをお開きください。次に、水産試験場水産物加工指導センター整備事業について御説明いたします。

1の事業の目的ですけれども、昭和45年に整備しました水産物加工指導センターは、筑後38年を経過しておりまして、機器類を含め施設の老朽化が進んでおり、利用者のニーズに十分対応できない状況にございます。このため、施設の改修及び機器の整備を実施するものでございます。

予算額は7,050万円をお願いしておりまして、内訳としましては、水産物加工指導センターの建物の改修費が3,400万円、その内部に設置します加工機器の整備費が3,650万円となっております。

水産政策課は以上です。

○山田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でござ

います。

お手元の歳出予算説明資料の163ページをお開きください。漁港漁場整備課の9月補正は、一般会計で7億7,762万9,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右の欄、3番目の欄にありますように50億9,300万5,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。165ページをお開きください。(事項)栽培漁業定着化促進事業費の1億6,312万9,000円の増額ですが、これは、「つくり育て、管理する漁業」を推進するため、延岡市にあります栽培漁業施設において、1の種苗生産施設機能保全強化事業を実施するものであります。具体的には、国の1次補正に係る補助事業を活用いたしまして、老朽化している魚類飼育棟や餌料培養棟などの上屋の鉄骨部分の防食塗装を行うほか、水槽部分のクラック補修や防水塗装を行い、施設の機能保全強化を図るものでございます。

次に、(事項)漁港管理費の500万円の増額ですが、新規事業の1海岸漂着物地域対策推進事業を実施するものであります。これは、環境省の今年度制定いたしました地域グリーンニューディール基金を活用して、漁港区域内の海岸に台風等で漂着した流木等を迅速に処理し、海洋汚染防止と漁港区域内の安全対策に資するものであります。

次に、(事項)水産基盤(漁港)整備事業費の6億950万円の増額ですが、これは、国の1次補正に係る補助公共事業を活用して漁港整備を行うものであります。具体的には、166ページをお開きください。1の広域水産物供給基盤整備事業で川南漁港の防波堤改良工事や油津漁港の突堤工事を行うほか、3の漁港環境整備統合事業で都井漁港の緑地広場整備を行うものでござい

ます。

漁港漁場整備課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○上杉農政企画課長 続きまして、委員会の報告事項のほうで御説明させていただきたいと思っております。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の4ページをお開きください。第七次宮崎県農業・農村振興長期計画策定の基本的な方針でございます。

まず、1の計画策定の趣旨でございますけれども、御案内のとおり平成17年3月に、本県におきましては、現在の計画、第六次宮崎県農業・農村振興長期計画を策定しております。現在、この計画に基づきまして各般の施策を展開してきたところでございます。しかしながら、農業・農村を取り巻く情勢につきましては、農業従事者の減少・高齢化といった構造的な課題に加え、原油・配合飼料価格の高騰による経営コストの上昇や地球温暖化の進行による生産活動への影響など多くの課題が発生する一方で、農商工連携など産業間の垣根を越えた新たな取り組みや雇用創出への期待が高まるなど、かつてないチャンスを迎えている状況でございます。このような中、国におきましても、国の計画であります「食料・農業・農村基本計画」の見直しに向けまして検討がなされており、来年3月に新たな計画がつくられるというような状況でございます。このような状況の中、農業・農村をめぐる情勢の急激な変化と新たな政策課題などに対応すべく、本県の農業・農村のあるべき姿を見据えた新たな長期計画を策定することとしております。

続きまして、2の計画の概要でございます。

(2) 計画の全体構成につきましては、今まで

と同じように、本県農業・農村の将来像、将来の目標、施策の方向性を明らかにした長期ビジョンと、具体的な施策・数値目標等を明らかにした基本計画、この2つの構成で策定することを考えております。そのそれぞれの計画の期間でございますけれども、長期ビジョンにつきましては10年程度、平成32年度を目標年度として見直すことを考えております。また、基本計画の部分につきましては5年程度、すなわち平成23年度から27年度までの5年間を考えております。

続きまして、5ページ目でございます。真ん中辺、4の計画の策定でございます。審議会への諮問といたしましては、今までどおり宮崎県農政審議会に諮問することとしております。また、(2)にございますとおり、幅広く、市町村、農業団体、農業経営者を初め、消費者や学識経験者等の各界各層との懇話会や検討会を開催することを考えております。また、パブリックコメントを実施して県民の意見を広くお伺いすることを考えております。

ページ一番下の5計画策定に当たっての重点的な検討事項でございます。計画策定に当たりましては、新たな視点での農政展開に向けて、組織横断的な連携のもとに施策展開ができるよう、緊急性や必要性の高い事項について重点的な検討を行い、主要プロジェクトを立ち上げることを考えております。

次の6ページでございます。丸が記載されておりますけれども、現時点で計画策定のポイントとなるものを5つほど考えております。農業構造の展望、農業所得の向上、食料自給力の強化、資源・環境の利活用、農村地域の活性化、このような5つのポイントを考えております。

次の7ページでございますけれども、計画策定の体制といたしましては、まず部内に、左側

の農政水産部長を委員長とする計画策定委員会を設置しております。上のほうに農政審議会とありますけれども、先ほど御説明したとおり、農政審議会にお諮りし、また外部からの意見聴取を行う。また、県議会、常任委員会のほうにも節目節目で御報告させていただくということを考えております。なお、プロジェクト班につきましては、先ほどのポイントに掲げたようなテーマごとに設置することを考えております。

全体のスケジュールでございますけれども、8ページでございます。策定につきましては、来年度、平成22年度の末に完成させることを考えております。その間に節目節目で、県議会の欄がございますけれども、常任委員会に御報告をさせていただく、このようなスケジュールで考えております。

では、この長期計画を策定するに当たっての前提認識となります本県農業・農村の現状と課題につきまして、時間の関係もございますが、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

お手元の青い冊子「宮崎県農業・農村の動き」をごらんいただきたいと思っております。まず、1ページ目でございますけれども、本県農業の特長と地位についてです。上段の四角囲いがございますとおり、農家数、耕地面積は全国中位ぐらいでありますけれども、農業産出額は全国第6位の地位にあります。下段の四角囲いがございますけれども、本県は全国と比べ第1次産業のウエートが高いことが特徴となっております。

次のページをごらんください。上段の四角囲いがございますけれども、全国の農業産出額はここ20年で3兆円余り減少する中、すぐ下の棒グラフがございますとおり、本県の農業産出額は3,100億円前後で推移しております。また、ページ下の四角囲いがございますけれども、食料自

給率は生産額ベースで全国1位を誇り、下段にありますとおり、農畜産物の県内への供給力は、野菜や畜産物で県民消費を大きく上回っている状況でございます。これは、温暖多照な気象条件を生かしながら、園芸や畜産などの収益性の高い多様な農業を展開してきた結果であると考えております。

続きまして、3ページに移ります。上段の①でございますけれども、本県では、昭和35年の防災営農計画以降、農業情勢の変化に対応しながら、本県の地理的・気候的な特徴を生かした各長期計画を推進することにより農業構造の改革を進めてまいりました。その結果、下段の②にありますとおり、本県の農業産出額は、昭和35年には全国30位であったものの、平成18年には全国第5位まで上昇しております。

続きまして、4ページをお開きください。担い手・農地の動向についてでございます。上段の四角囲いにありますとおり、本県の農家戸数及び農業就業人口は年々減少しております。これまで本県農業を支えてきた世代の高齢化が進んでいる状況でございます。一方、下段の四角囲いにありますとおり、新規就農者につきましては、平成9年度以降増加傾向にあり、担い手である認定農業者につきましても、平成26年度の目標を既に超えている状況でございます。しかし、今後農家戸数の大幅な増加は考えにくいことから、農業者個々の経営内容の充実強化に重点を置きながら取り組んでいくことが必要と考えております。

次の5ページの中ほどの②をごらんください。四角囲いがございますとおり、集落営農組織や農業法人の数は増加傾向にあります。集落営農組織では法人化への発展が、農業法人では規模拡大や他産業からの農業参入への対応が課題と

なっていると考えております。

一方、下段の③農地についてですけれども、担い手への農地集積率はこの5年間ほぼ横ばいで推移し、耕地利用率は全国平均を上回るものの、年々減少傾向にある状況でございます。そこで、本県農業生産の基盤となる担い手・農地対策は最も重要な施策の一つでありますので、今後、農地を初めとする農業資源の継承システムの構築、法人化への支援、農地の大規模な利用集積、農商工連携を支援する仕組みづくり等を重点的に進めていく必要があると考えております。

以上、ここまでは産業構造の視点からの御説明であります。

7ページからは、ブランドや産地対策などについてまとめておりますので、ポイントを絞って御説明させていただきます。

まず、7ページのブランド対策でございます。上段にありますとおり、特長ある商品づくり、信頼される産地づくり、安定的な取引づくり、この3つを柱としてブランド確立へ向けた総合的な対策に取り組んでいるところでございます。

次をお開きください。8ページから12ページまでは各品目ごとの農業生産の動きとなっておりますので、部門ごとにその概要を御説明させていただきますと思います。まず、耕種部門につきましては、担い手不足や価格低迷、気象災害等により、総じて作付面積、生産量は減少傾向にあり、一方、畜産部門につきましては、本県農業産出額の上昇の原動力となった肉用牛や豚は着実に伸びてきていますが、最近の景気後退の影響を受け、価格は下落傾向という状況でございます。今後、労力、農地等の限られた農業資源の中で、いかに生産力を維持し収益性の高い農業を展開していくかが最大の課題である

と考えております。

次に、16ページをお開きください。消費者の関心が高まる食の安全・安心対策については、「宮崎県食の安全・安心基本方針」と「宮崎県食の安全・安心アクションプラン」に基づき、生産から流通・消費の各段階において取り組みを強化してきたところでございます。

また、次の17ページ、食育・地産地消につきましては、県民や企業等を巻き込んだ運動として着実に広がりつつあります。

次に、18ページをお開きください。本県における環境保全型農業の取り組みについてでございます。上段の①にございますとおりバイオマス資源の利活用など、また、下段の②にございますとおり中山間地域等直接支払制度の取り組みが行われているところでございます。

19ページの農村地域づくりへの取り組みについてでございます。上段の①にございますとおり、中山間地域の高齢化・過疎化は急速に進んでおります。多面的機能の発揮の観点からも懸念されており、県としては、各地域の創意工夫を生かした提案に対する支援を行っているところでございます。

そして最後の20ページ、21ページでございます。ここは、最近の農業を取り巻く情勢としまして幾つかの視点を掲げております。第六次長期計画、現行の計画を策定して以降、燃油・肥料・飼料価格等の生産コスト増大や地球温暖化の影響、また農商工連携等の新たな動きなど、今後さらなる農業構造の改革を進めていく必要があると考えております。

以上、駆け足でございましたが、農政企画課から、第七次長期計画策定の基本的な方針と農業・農村の現状と課題について御説明をさせていただきました。以上でございます。

○鹿田水産政策課長 常任委員会資料の9ページをお開きください。新しい本県水産業・漁村振興長期計画策定の基本的な方針についてでございます。

まず、1の計画策定の趣旨ですが、平成17年3月に現在の「宮崎県水産業・漁村振興長期計画」を策定しておりまして、「健康で豊かな生活を支える「元気のいい水産業」の確立」を基本目標に、資源・環境などの5つの視点から各種施策を展開してきております。しかしながら、最近の水産業・漁村を取り巻く情勢は、資源の減少などの従来からの課題に加えまして、かつてない原油価格の高騰等による漁業経営の圧迫や、大型台風等による甚大な被害の発生、さらには食品の安全性に対する社会的関心の高まりなど大きく変化しております。このような水産業・漁村を取り巻く情勢の変化と、これに伴う新たな政策課題に対応するため、将来の本県水産業・漁村のあるべき姿を見据え、今後の水産行政の基本指針となる新たな水産業・漁村振興長期計画を策定することとしております。

次に、2の計画の概要ですが、(1)の計画の基本的性格につきましても、本県水産業・漁村のあるべき姿を見据え、今後の水産業・漁村の発展に向けた方向性を明確にするとともに、県民共有の計画とするために、一般にわかりやすい内容としたいと考えております。(2)の計画の全体構成ですが、長期ビジョンと基本計画で構成し、長期ビジョンは10年後の平成32年度を目標年度とし、本県水産業・漁村の将来像及び目標、施策の基本的考え方・方向性等を明らかにするものです。基本計画については、平成23年度から27年度までの5カ年の具体的な施策、数値目標等を明らかにするものとしております。

10ページをお開きください。3の計画策定に

当たっての基本的考え方ですが、漁業者の所得向上を基本に、消費者の視点も踏まえ、幅広い県民の理解が得られるよう、水産業・漁村の将来の展望を明らかにすることとしております。

4の計画の策定ですが、県民が主役となった計画とするために、できるだけ多くの意見が反映されますよう、宮崎県水産業・漁村振興協会による協議、パブリックコメントの募集等を行い、計画の策定に当たることとしております。次に、(2)の計画策定の体制についてですが、12ページにあります別紙1のとおり、計画策定委員会を農政水産部内に設置しまして、計画検討専門部会と連携しつつ策定作業を進めることとしております。また、重点事項につきましては、プロジェクト班を設置しまして、担当を超えて横断的に検討することとしております。また、(3)の計画策定のスケジュールですが、平成22年度中をめどに策定することとしておりまして、そのスケジュールは13ページにあります別紙2のとおりとしております。

次に、11ページですが、5の計画策定に当たっての重点的な検討事項です。こちらにつきましては、現時点におきまして、「収益性の向上や漁家所得の確保による今後とも持続できる水産業・漁村の構築」をテーマとしまして、「漁業経営の効率化と漁家所得の向上」「水産資源の確保と海洋環境の保全」「漁港・漁村の機能強化と新たな産業の創出」を主要プロジェクトとして検討することとしております。以上の基本的な方針に基づきまして、第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画を策定してまいりたいと考えております。

続きまして、本県水産業・漁村の現状と課題ですが、別に配付しております「宮崎県水産業・漁村の動き」をごらんください。

1 ページ目ですけれども、1 の宮崎県水産業の現状ですが、上段の表にありますように、本県海面漁業の経営体や就業者数は、全国の1.2%及び1.5%程度と下位となっておりますが、漁業生産額で見ますと全国12位の地位にあります。また、下段の表にございますとおり、漁業種類別では、まぐろはえ縄漁業やかつお一本釣り漁業が全国上位になりまして、魚種別ではマグロ類やカツオ、イワシ類が全国で上位となっております。

次のページをお開きください。2 の本県水産業の動向ですが、下段のグラフは、昭和39年から現在までの本県漁業・養殖業生産の推移を示しております。漁獲量を棒グラフで、金額を折れ線グラフであらわしております。漁獲量につきましては、平成2年に22万トンのピークを迎えておりますが、その後、主に我が国周辺海域のマイワシ資源の衰退によりまして減少し、ここ数年は11万トン程度で推移しております。一方、生産額ですけれども、昭和57年に517億円とピークとなっております、現在は400億円前後で推移しております。

3 ページをごらんください。上段の円グラフに、本県漁業の漁業種類別、魚種別の比率をお示ししております。左上、「海面漁業種類別生産額」となっておりますけれども、「生産量」の誤りでございます。申しわけありません。この海面漁業種類別生産額で見ますと、まき網、かつお一本釣り及びまぐろはえ縄漁業の3漁業種類で全体の75%を占めております。また、右上にあります魚種別の生産額で見ますと、マグロ類、カツオ類及びイワシ類の3魚種で本県生産額の82%を占めている状況でございます。

本県水産業が今後とも水産物の安定供給の役割を果たしていくためには、資源管理等を通じ

まして現在の生産量を維持するとともに、コスト削減や所得向上などによる経営体の経営改善を促進していくことが重要と考えております。

中段以降から6ページにかけましては、主な漁業種類別に生産量、生産額、経営体数の推移について述べておりますけれども、この場での御説明は省略させていただきます。

続きまして、7ページをお開きください。本県の漁業生産構造についてでございますが、中段左に海面漁業の就業者数の推移、右側に年齢構成の変化をグラフでお示ししております。これを見ますと、就業者数の減少と就業者の高齢化傾向が継続していることが見てとれます。今後、若齢者の就業の促進とその定着を図り、地域漁業の担い手を育成していくことが必要であると考えております。

次に、8ページをごらんください。上段の表に海面漁業の経営体数の推移を示しております。多くの漁業種類において減少傾向でございますが、特に沿岸漁業での減少が目立っております。このため、今後とも本県の漁業生産を維持していくためには、カツオ・マグロという基幹漁業とともに沿岸漁業の振興が課題であると考えております。

10ページからは現在の長期計画の取り組み状況となっております。まず、10ページをごらんください。3の資源・環境に関する取り組み状況についてですが、資源管理について、下方の囲みにカサゴの資源回復計画の内容をお示ししております。これ以外に、その下の表にもありますとおり、他の魚種につきましても資源回復の取り組みが行われております。

また、11ページの中段の表にありますとおり、浮き魚礁や産卵礁などの魚礁の設置を進めるとともに、マダイやヒラメ等の放流によりまし

て漁場の生産力向上に努めているところでございます。

次に、12ページの環境に関する取り組みでございます。養殖漁場におきます漁場環境改善計画の実施によりまして、近年の養殖漁場の底質環境は良好であります。このため赤潮発生件数も減少しているところでございます。

次に、13ページの③内水面の取り組みについてですが、外来生物の駆除や、放流、漁場改良といった在来生物の効果的な増殖を推進しているところでございます。

次に、14ページをごらんください。4の経営・消費の取り組み状況についてですが、関係団体の横断的な取り組みによりまして地域漁業改革の推進とか漁協直営の販売所等の事業展開に対する支援等を実施しているところでございます。

次に、16ページをお開きください。水産物のブランド化の取り組みでございますが、これまでに8品目の認証を行っておりまして、本県水産物の認知度の向上を図っているところでございます。

次に、17ページの5の担い手確保・育成への取り組み状況でございますが、海洋高校との連携によりまして就業促進、県立高等水産研究所における即戦力の育成、さらに就業希望者に対する現場研修など新規就業者確保に努めるとともに、漁村地域のリーダーとなります漁業者やグループの育成、活動への支援を実施しているところでございます。

次に、19ページをごらんください。③の快適な就業環境の確保についてでございますが、従来の水揚げ場に浮き桟橋を設置する等作業の省力化を図っているところでございます。また、依然として転落などにより人命が失われていることから、効果的な海難事故の対策が必要と考

えているところでございます。

次に、20ページをごらんください。6の漁村機能・交流への取り組み状況についてですが、安全で機能性の高い漁港の整備や漁業者と遊漁者等による漁港利用の協議など、漁港の機能の充実とその利用の秩序の向上に取り組んでいるところでございます。

22ページをごらんください。7の水産技術の取り組み状況についてですが、こちらにつきましてはカツオなどの漁場予測技術、カワハギなどの有用新魚種の種苗生産技術、また日向灘の特性に合った藻場の造成技術等の開発を行っているところでございます。

最後に、24ページの8最近の水産業を取り巻く情勢でございますが、燃油や飼料の生産コストの増大や国際漁獲規制などの新たな課題を取り上げております。今後、これらの課題に対応するために、さらなる漁業構造の改革を進めていく必要があると考えているところでございます。

水産業の現状と課題について、説明は以上でございます。

○郡司農産園芸課長 農産園芸課でございます。

常任委員会資料の14ページをお開きください。平成21年産早期米の生産・販売状況等について御報告申し上げます。

まず、1の生産・販売状況についてであります。本県産の早期米は、(1)にありますように、天候に恵まれ、もみ数が多く、台風の被害もなかったことから多収となり、作況指数も109の「良」となったところであります。

検査状況につきましては、(2)にありますように8月31日現在の検査数量は3万909トンで、うち1等米比率は72.7%と、近年にない高い水準となっております。

また、販売状況につきましては、(3)にありますように、経済連の集荷・販売実績では、8月31日現在で集荷した1万7,375トンすべてについて販売先との契約が完了したとのことであり、価格のほうは、各卸が在庫を抱えていることもありまして、60キロ当たり1万5,600円から1万5,300円と、昨年よりは1,000円程度安い価格で取引がなされているところであります。

次に、15ページをごらんください。2の収穫前品質判定技術の取り組みについてであります。

(1)にありますように、平成19年産早期水稻の台風被害におきましては、規格外米が約7割も発生するなど過去最悪の被害となりましたが、水稻の収穫後に被害が判明したことから、共済引き受け面積の約7割が十分な補償を受けられない事態が生じました。このため県では、関係機関・団体と連携を図りながら、本県独自の取り組みとして、収穫前に品質判定ができる技術の確立に向けた取り組みを平成20年から開始していたところであります。

その結果、(2)取り組み内容の中ほどの表と写真にありますように、過去2年間の調査結果から、収穫前10日前後の調査により、収穫後の米の品質を事前判定する技術を確立したところであります。

今後、この技術を活用することによりまして、(3)にありますように、農業共済への申告など収入減少に対する事前対応を確実に行うとともに、これらの情報を販売戦略に生かすことで農家の経営安定にも役立ててまいりたいと考えているところであります。

なお、先ほど9月補正予算の中でも申し上げましたが、今後、収穫前品質判定の精度向上及び迅速化を図るために、検査機器を導入し現場における判定技術の確立を図り、気象変動に強

い安定した米づくりとセーフティーネットの構築に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○山本畜産課長 畜産課でございます。

同じ資料の16ページをごらんください。畜産試験場の和牛精液ストロー盗難事案につきまして、窃盗被告人の裁判が行われておりますので、その概要と県の対応について御説明をいたします。

まず、1事案の経過でございます。前回の常任委員会で御報告いたしましたように、今回の盗難事件では3名が逮捕・起訴されておりますけれども、表にお示ししておりますように、8月24日を皮切りにそれぞれ2回の公判が開かれておりまして、懲役3年から5年の求刑に対しまして、2名に1年6カ月と3年6カ月の実刑判決が、また、1名につきましては、記載をしておりますけれども、9月25日に懲役3年執行猶予4年の1審判決が出されております。徳重被告人につきましては、控訴せず、既に刑が確定いたしておりますけれども、牧寄被告人は、量刑を不服といたしまして9月25日に控訴、岩元被告人につきましては控訴しないというふう聞いております。

次に、2損害額弁済の申し出及び受け入れについてでございます。9月1日に、3名の被告人の弁護人から県に対しまして、記載しております内容の弁済申し入れがございました。損害金といたしまして、盗まれたストローの購入額で、警察への被害届額であります65万4,000円と、民法の規定に基づき算定いたしました遅延損害金8万1,705円を加えました損害弁済額として合計73万5,705円でございます。この申し入れに対し県といたしましては、関係課とも協議した結果、9月4日にこれを受け入れております。

なお、本事件に関する職員の処分についてでございますが、貴重な精液ストローが盗難被害に遭ったことを踏まえ、平成18年度当時、畜産試験場で施設、物品、職員等を管理監督すべき立場にあった当時の課長級職員2名、課長補佐級職員1名、係長級職員1名の計4名につきまして、本日付で文書訓告処分または口頭訓告処分がなされておりますので、あわせて御報告をいたします。

今回のストロー盗難事件につきましては、まだ裁判が完全に終了しておりませんが、事件としては一つの区切りであるというふうに考えておりまして、県議会、畜産関係の皆様を初め県民の皆様にも多大な御心配と御迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、改めておわびを申し上げますとともに、二度とこのようなことがないように畜産関係職員一同気を引き締めまして、今まで以上に畜産振興に精励してまいりたいと考えております。

最後に、今回の事件の捜査の過程で県有種雄牛の精液ストローが県外に流出しているとの指摘等がございました。その点に対する対応等につきましては、この後御説明をいたします。私からは以上でございます。

○児玉家畜防疫対策監 県有種雄牛凍結精液の管理体制強化について御説明いたします。

資料の18ページをごらんください。畜産試験場での精液盗難事件の捜査過程におきまして、盗難に遭ったもの以外にも県有種雄牛の精液が県外に流出していることが判明いたしました。県有種雄牛の精液は、県内の農家が優先的に利用すべきものであり、県外への流出は、関係者が一丸となって食いとめるべき課題であると考えております。このため、このたび、県家畜改良事業団、家畜改良協会等から成ります検討協

議会を設置し対策を検討しておりますので、その概要について御説明いたします。

1の現状にありますように、県有種雄牛は事業団で集中管理され、その精液は地域の改良協会を經由して人工授精師に配付されております。なお、配付された精液につきましては、地域段階で他には譲渡しないとの申し合わせがなされております。精液の配付を受けた授精師は、POTと言われるシステムで精液の利用状況を家畜改良事業団に報告しております。また、年に1回、事業団と家畜保健衛生所が合同で、精液と精液証明書の保管状況を確認いたしております。

2の課題についてであります。現行のPOTの報告は、おおむね2週間間隔でありリアルタイムでないこと、さらに報告が雌牛への注入に限定されており、的確な在庫管理ができていないことにあります。

このため、3の今後の方向といたしましては、②にありますように、需給管理体制の整備にあわせ、事業団、改良協会及び人工授精師の各段階で在庫管理と確認体制について検討することとしております。検討のスケジュールとしましては、8月26日に協議会を設置し検討内容の確認を行ったところであり、今後は11月いっぱい具体的な検討を重ね、12月上旬には新たな管理体制で施行ができるよう進めてまいりたいと考えております。

目指す仕組みは、右図に丸数字を振っておりますが、まず①では、インターネットを活用して、雌牛への注入情報に加え、破損や紛失などすべての情報をリアルタイムで報告する体制を整備し、②でその報告に基づく精液の需給管理を行い、すべての精液の動向を把握することとしております。加えまして、家畜保健衛生所の

立入検査にあわせ、③の改良協会と合同による需給実績の確認を行い、さらに④では、精液に貼付します精液証明書について、特許技術による加工を行うこととしております。このような仕組みづくりによりまして県有種雄牛の精液が県外に流出しない体制を目指すものであります。

前回の会議では、「業界みずから姿勢をただししていくことが大切であり、この仕組みはそれを支えるものである」と期待する意見も出され、関係者の賛同をいただいたところでございます。

以上で畜産課の説明を終わります。

○矢方農村計画課長 農村計画課でございます。同じ資料の20ページをお開きください。県営畑地帯総合整備事業 尾鈴北第1地区及び尾鈴北第2地区について御報告申し上げます。

まず、尾鈴北第1地区の意向調査結果と今後の対応についてであります。1の意向調査の目的でございますが、尾鈴北第1土地改良区が3月の総代会で議決いたしました開閉栓方式について周知を図ることと、尾鈴北第1地区の土地改良法の手続から約8年が経過しており、現時点での地元の意向を確認するために、給水栓の設置に関する意向とあわせまして、営農に関する問題点や将来の希望等の意見を把握するものでございました。

2の意向調査でございますが、本年5月11日から8月31日にかけて、児湯農林振興局及び関係町の職員、あわせまして土地改良区の理事長らが、個別に関係農家を訪問しまして聞き取り調査を実施したところでございます。

3の意向調査の結果でございますが、右の円グラフに示しておりますとおり、対象人数649人のうち約7割が給水栓の設置を希望されたところでございます。また、設置しない人の主な理由といたしましては、「貸し地や飼料畑のため水

は不要」や「高齢、後継者不足」等の意見でございました。

4の今後の対応としまして、まず、基本的な考え方でございます。尾鈴北第1地区につきましては、平成13年の土地改良法の手続により同意率が82.7%で事業計画が確定していること、今回の意向調査におきまして給水栓の設置意向が70.1%であることを踏まえまして、次の(2)で説明いたします一部の区域を除きまして、現計画のとおり事業を継続することとしたところでございます。

(2)の給水栓の設置意向が低い等の一部区域への対応でございます。意向調査の結果の詳細な検討につきましては、一部地域の関係農家から県営事業の中止等を求める請願が提出されたことを踏まえまして、16の用水系統ごとに分析を行ったところでございます。その結果、請願が提出されました都農町を対象とする2つの用水系統区域の給水栓の設置意向が低かったことから、受益地の見直しも含め、再度、町や土地改良区及び関係農家と調整していくことといたしております。なお、調整に当たりましては、既に水を利用している農家や給水栓の設置を希望している農家の意向を十分に尊重することといたしております。

続きまして、21ページをごらんいただきたいと思います。尾鈴北第2地区の法手続の状況と今後の対応についてでございます。土地改良法の手続でございますが、(1)の経緯です。昨年10月に、申請人によりまして計画概要の公告が行われ、11月から同意徴集が開始されたところであります。その後、本年の3月に一部の関係農家から事業中止等を求める異議申立書が提出されましたが、引き続き申請人を中心に同意徴集がなされまして、本年7月31日に16名の申請人

の方から事業施行申請書が県に提出されたところでもあります。(2)の同意状況であります。事業の受益農家であります3条資格者が187人、うち同意者131人、同意率70.1%でございました。

2の今後の対応でございます。法定を超える70.1%の同意をもって事業施行申請書が提出されました。これにより事業を進めることは可能でございますが、尾鈴北第1地区同様に、一部の農家から県営事業の中止等を求める異議申立書が提出されていることから、5つの用水系統ごとにも分析を行ったところでもあります。その結果、尾鈴北第1地区とは異なり、同意が低い用水系統はございませんでした。これらのことを踏まえまして、現計画のとおり法手続を進めることといたしました。

なお、資料はございませんが、土地改良区の運営に対する支援に関しまして、先般新聞報道等がございましたので、改めて支援内容につきまして御説明させていただきます。尾鈴地区の土地改良区の運営経費につきましては、尾鈴地区促進協議会において、他地区の事例等を参考に年間6,500万円程度と試算されております。このうち国庫補助事業であります国営造成管理体制整備促進事業を活用しますと1,500万円程度の軽減が可能であると想定され、直接農家負担が伴います運営経費は5,000万円程度となるものと見込んでおります。このほかにも施設の補修費につきましては、国庫事業であります土地改良施設維持管理適正化事業や県単独土地改良事業等の活用が可能であると見込んでおります。

農村計画課からは以上でございます。

○外山衛委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案についての質疑をお願いしたいと思います。

○鳥飼委員 141ページ、地域農業推進課のところですが、御説明いただいた経営構造対策事業、国庫補助返還に伴う補正というふうな御説明だったんですが、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○山之内地域農業推進課長 先ほど簡単に申し上げましたけれども、この経緯をかいつまんで御説明申し上げます。当該カンショの加工施設は、先ほど説明申し上げましたように、田野農協(合併後JA宮崎中央)が5年度から7年度にかけて農業構造改善事業により整備いたしました。事業費は6億8,000万円で、そのうち国費は3億3,000万円でございます。県費、市費の上乗せというものはございません。

それで、平成7年の10月に操業開始したわけでございますけれども、中国等からのカンショペーストの輸入量が増大して累積赤字が2億円を超え、JA宮崎中央としては平成12年に理事会で事業中止を決定し、7月に操業休止したところでございます。

当該施設は、地元から継続の声が強かったことから、地元の農協の理事あるいは生産者の代表が農業生産法人を設立いたしまして、JAはその法人にその施設を利用させていたわけでございます。当該法人の経営は、当初は黒字であったわけでございますけれども、次第に順調とは言えなくなったと。そこで、経営改善等につきまして、JA、当該法人、市、県の関係者間で協議して、国のほうに要望書が提出されまして、国のほうでは、利用契約書を精査したところ、事業主体がJAから当該法人に無償貸し付けされているという判断がございまして、国からの補助金につきまして返還が必要ではないかということになったところでございます。それで、宮崎中央としては、理事会の決議も経て自主的

に返還することとなったところでございます。返還額につきましては、九州農政局と十分に打ち合わせて算定したところでございます。以上でございます。

○鳥飼委員 そうしますと、田野農協が宮崎市農協に合併して以降に、市農協で運営するのは困難だと、合併を契機にということでしょうか。

○山之内地域農業推進課長 直接的には合併が契機になったわけではございませんで、先ほども申し上げましたけれども、中国等からのカンショペースト、安い原材料の輸入が増加して、それが経営を圧迫した要因だと言えるんではなかろうかと思っております。

○鳥飼委員 国庫に返還をした1億8,400万ですか、これについては結局、補助金適正化法に照らしてということになるわけですか。

○山之内地域農業推進課長 補助金適正化法に沿った形でということでございます。補助金については今からの返還という手続になるわけでございます。

○鳥飼委員 補助金は宮崎中央農協が返還をすると、現実的には。そうすると、費用が出てくるわけですから、今無償貸与ということであれば、農業生産法人に有償で売却すると。今後のことにもなるんですけれども、どんなふうな展開になるんでしょうか。

○山之内地域農業推進課長 宮崎中央農協のほうは平成19年度の決算で引当金を立てておりまして、そこから返還することになります。今後につきましては、現在、当該農業生産法人が利用しておりますから、当面はそこが継続して利用するということになるやに聞いております。

○鳥飼委員 後継の農業生産法人が運営をするにしても、経営上の困難性というのは出てくるのではないかと思うんです。そこは今後どうやっ

て対応していこうと考えておられるのか。もしあればお答えいただきたいと思います。

○山之内地域農業推進課長 そちらのほうは、私ども県とか市、あるいは宮崎中央農協とも今後協議してまいることになろうかと思えます。

○鳥飼委員 この問題では最後にしますが、概略でいいんですけれども、田野の法人がやっている現在の運営状況を御説明いただきたいと思えます。

○山之内地域農業推進課長 宮崎市あるいはJA宮崎中央から聞き取りをいたしたところ、当該法人は、事業内容としては、カンショの加工以外に、ジャガイモのベイクドポテトとか日向夏のマーマレードの原料処理にも取り組んでおりまして、経営状況は厳しいやに聞いているところでございます。

○鳥飼委員 あと2点お尋ねします。

一つは、予算説明資料の6ページに畜産課の耕畜連携によるというのがございます。ことしの予算は9億2,500万ということですが、この説明資料では南国興産が1日300トン、年10万トンの鶏ふん、牛ふんを処理するというものになっていまして、これでいきますと総事業費が30億、ボイラーの附属施設とか書いてございますけれども、この差額、県が補助する以外の部分の負担はどこがどういうふうにするのか。

○山本畜産課長 この30億円につきましては、先ほどもちょっと御説明いたしました。国の地域バイオマス利活用整備交付金ということで、国が2分の1面倒を見るということになっておりますので、残りについては事業主体が負担をするということでございます。

○鳥飼委員 2分の1、30億ですから、国が15億。予算額が9億2,500万でございますけれども、15億から9億2,500万を差し引いた分を事業主体が

ということになるのでしょうか。

○山本畜産課長 今年度の事業費が18億5,000万円でございますので、その半分が国庫ということで、残りの9億2,500万、同額が事業主体の負担ということでございます。

○鳥飼委員 18億5,000万ですよ。そして今回予算化されている9億2,500万というのは、地域バイオマス利活用整備交付金の分ということですね。そういうことでよろしいですね。

○山本畜産課長 はい、そうでございます。

○鳥飼委員 もう一つ、家畜保健衛生所の移転の問題でお尋ねをします。前々から私も問題意識を持っておりましたので、今回、緊急対策をやっていただくことは大いに結構だと思っております。ぜひ立派なものをつくっていただきたいというふうに思っているんですが、現在、県内で、先ほどの資料でいきますと、牛が8万頭、豚が139万頭、食鳥が1億1,700万羽程度処理をする。それ以外にも出てくるかと思いますが、今、延岡と宮崎と高崎に家畜保健衛生所があるんですけれども、畜産県の割には、家畜保健衛生所が非常に守備範囲が広いという感じがするんです。そういう点については県としての考え方はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○山本畜産課長 今、委員がおっしゃいましたように、本県は、肉用牛第3位、ブロイラー第1位、豚も第2位ということで、非常に家畜の頭数が多いわけですが、今、宮崎県内3カ所家畜保健衛生所ございまして、かなり広域に管轄をする区域が広がっているという状況にございます。かつては、職員も1カ所にそれほど多くはありませんでした。12カ所あったということで、国の家畜保健衛生所の整備計画の中で3カ所に整備しております。今、委員のお

話がありましたように、家畜の頭羽数から比べますと、全国的に見ても非常に管轄区域も広うございますし、所管する家畜の頭羽数も非常に多いというふうには思っておりますが、今、家畜伝染病も多様化いたしておりますので、効率的に機動力を使いながら対応してまいりたいと考えております。

○鳥飼委員 大変な御苦勞があるだろうと思うんですけれども、そこで、現在の獣医師の確保、卒業生といいますか資格者も少ない中で、小動物に希望が行く、それからペットに行くと。大きな牛の検査とか豚の検査とかいうのは、かなり業務としては困難性が高いということで、敬遠をされている現状があるというふうに思うんですが、この確保についてどういうふうに考えておられるのか。全国的な獣医師の状況と宮崎県の対応をお尋ねしたいと思います。

○山本畜産課長 御案内のように、今、全国に16の獣医系の大学がございまして、毎年1,000名の獣医師が卒業いたしております。直近の数字で申し上げますと、先ほど委員のお話にありましたように、約半数が小動物、いわゆる犬猫病院の診療に従事するというところでございまして、大動物、いわゆる産業動物の診療獣医師も最近では非常に手が少ない状況にございます。県内で申し上げますと、個人開業の獣医師につきましては、高齢化等も進みまして少しずつ減っている状況にございます。ただ、農業共済組合のほうが、確保対策ということで奨学金等も使われまして努力をしております。全体の産業動物そのものは横ばい状態ということでございます。今、委員お話がありました公務員獣医師につきましては、ここ数年、特に県につきましては全国的に非常に不足の状態が続いております。

私どものほうでできる対応といたしまして、福祉保健部とも協力して、各大学に直接職員が出向きまして、私どもの仕事に対する理解をしていただくこともしておりますし、近いところでは、宮崎大学に私どもの職員が時々行きまして、1年生、2年生に対して、私どもの業務、あるいは県に従事しております獣医師の役割をレクチャーしたり、状況により、県の家畜保健衛生所とか食肉衛生検査所、獣医師が勤務するところにおきましてインターンシップ等を積極的に受け入れて理解していただくようにいたしております。平成21年の新規事業ということで、中央畜産会という全国団体が2分の1補助する事業がございまして、今回は県の獣医師の確保対策ということで取り組ませていただいております。まだ数そのものは少のうございしますが、今年度も5年生、6年生の3名に対して奨学金を支給しております。いろんな対策を講じながら獣医師の確保対策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○鳥飼委員 福祉保健部と家畜保健衛生所あわせて、獣医師さんは何名程度確保できればというふうに思っておられますか。

○山本畜産課長 定員と申しますか、どれぐらい確保できればいいか、私どものほうでもなかなか判断つきませんが、昨年の数字で恐縮ですが、今、衛生サイドのほうで約100名、私どもの畜産サイドに、行政試験場等も含めて約60名の職員がおりまして、できるだけこの数を今後とも維持していけたらいいなというふうに考えております。

○鳥飼委員 人間のお医者さんも非常に少なくて四苦八苦しているという状況で、延岡あたりは病院が閉鎖するんじゃないかというような大変なところまで追い込まれていますし、動物の

お医者さんもそういう意味では非常に危機的な状況だと思うんです。以前、どこかでお聞きをしたら、東北のある県は、58歳、59歳の人までも採用しているというような、通常考えられないことをやって確保せざるを得ない状況まで来ていると。宮崎県の場合も、去年お聞きをしたら、41歳まで上げたからというようなことも言っておられましたけれども、普通のことをやってたんじゃほかの県に負けると思うんです。福祉保健部のほうと十分連携をとって総務部としっかり交渉をやっていただかないと、畜産県が、検査員が不足をして充実できないというようなことでは大変なことになると思いますので、そこはしっかり努力していただきたいと思ひますし、部長にもひとつその辺をよろしく願いしておきたいと思ひます。

○伊藤農政水産部長 まさに御指摘のとおりでございます。獣医師をどう確保していくか。受験者が定員に満たないという状況もあります。今、畜産課長が言いましたようにいろいろ努力はしておるんですけれども、条件面の話もあるでしょうから、人事課のほうも含めて、当然、福祉保健部のほうとも連携をとらせていただきまして、まさに医者と同じ状況になっていきますので、部としては獣医師の確保に向けて今後ともさらに努力してまいりたいと考えております。

○鳥飼委員 今回、延岡の家畜保健衛生所を改築して居住棟と検査棟に分離されるということで、非常に喜ばしいというか、当たり前のことで、遅きに失した感じもするんですけれども、立派なものをつくっていただきたいのとあわせて、内部をしっかりとやっていただく方々がないことにはどうにもなりませんので、そこもあわせてよろしく願い申し上げたいと思ひます。終わります。

○外山三博委員 149ページの農産園芸課のヒートポンプと木質バイオの設置についてお尋ねしたいんですが、油がずっと下がってきましたね。今の油の価格で見たときにコストはどうなんですか。

○郡司農産園芸課長 今回、ヒートポンプと木質ペレットを提案しているんですけども、私どもの試算では、ヒートポンプで、2分の1補助を前提としたときに71.4円が採算ラインになります。木質ペレットについては、木質ペレット自体の価格にもよるんですけども、ペレット40円としたときに重油が80円で採算がとれるかどうかの分かれ目になると試算をしております。現在が67円程度ですのでぎりぎりのところだと思います。ヒートポンプにつきましては、代替エネルギーという立場とは別に、乾燥による品質向上というところでも効果が出ているということ、現場からは報告を受けているところなんです。

○外山三博委員 今の価格から言うと、この施設を入れたほうが高くつくということですね。そうすると、確かにこの事業は環境に優しい、脱石油、農業もビニールハウスなんかはこういう方向に行くべきだと思うんですが、幾ら補助がついておっても、自前で金出すということになれば、簡単にこれを入れましょうというふうにはいきませんよね。当初予算があった上に、ここでまた補正を組みましたね。これはどうなんですか、農家のほうから手が上がってきているんですか。

○郡司農産園芸課長 ことしはピーマン、マンゴー等々で100台程度の要望が上がってきております。希望している農家とお話をすると、省エネ効果ということに加えて品質向上というものについて一定の評価をしているということかな

と思っております。今回は国の事業をベースにしますけれども、それに3分の1の上乗せ助成をするというので、ハードのイニシャルコストについては3分の2補助ができるように措置をして、重油の価格から言うと厳しい採算ラインではありますが、導入が推進できているのかなと思っていますところなんです。

○外山三博委員 今、いい品質ができるという話だったんですが、何を使おうと熱を加えることは一緒ですね。ヒートポンプなり木質ペレットを使った場合、何で品質がよくなるんですか。

○郡司農産園芸課長 ヒートポンプの場合は、一番言われているのは除湿効果、湿度を下げる効果があると。施設園芸の中で一番問題になっている、湿度が高くて病気が出るという状況については回避できているという報告を、現場からは受けておるところなんです。

○外山三博委員 方向としては当然こういう方向に行くべきだろうと思うんですが、ここでヒートポンプと木質バイオと2本立てですね。コストからいけばヒートポンプのほうが安い。だったら、普通それに絞っていくべきだと思うんだけども、何で2本立てでやるんですか。

○郡司農産園芸課長 今、現状だけを考えると、確かにヒートポンプのほうが普及の可能性は高いと思います。ヒートポンプで化石燃料の削減率が約3割と言われているんですが、木質ペレットの場合は、もちろん木質のペレットを使いますので9割削減と。これについては、県内に存する多くの木材資材をうまく使うことによって木質ペレットの価格が下がっていけば、宮崎らしいモデルができるのではないかと、そういう先行投資的な意味も含めましてメニューの中に入れてさせていただいているところなんです。御指摘のとおり、現状のヒートポンプと木質バイオマ

ス加温機の普及状況を見ますと、ヒートポンプで550台程度普及しているのに対して、木質バイオマスの加温機は7台程度ということで、まだまだモデルの域を脱しないんですけれども、将来的な布石も含めて事業のメニューには入れさせていただいているということでございます。

○外山三博委員 ヒートポンプと木質ペレットの場合、本体価格はどっちが安いんですか。

○郡司農産園芸課長 ヒートポンプは1台150万円程度であります。10アール当たり2台入るということでございます。木質バイオマスの加温機、ハードは350万するというふうな状況です。木質バイオマス、ヒートポンプのハードについては、もう少し低コストが図れないかということで業者ともいろいろやりとりをさせていただいているところです。量産ができればもう少し下がっていくという話を聞いています。

○外山三博委員 本県の木材資源ということを考えて、木質ペレットが一つの選択肢になると思うんです。問題は原料供給体制です。そのところはどうなんですか。

○郡司農産園芸課長 今は門川にあるフォレストエナジーというところが県内ではやっています。今は岡山県からひいているものもありますが、県内ではそこと、ことし、小林の三共さんというところが新たに木質ペレットの製造に入りたいということで、少しは動きが出てきているという状況にございます。

○外山三博委員 ということは、今は木質ペレットの供給体制はちゃんとしていないという現状でしょう。

○郡司農産園芸課長 県外の岡山からは安定的に入ってくるということで、契約もしていますし、今の量は確保できます。フォレストエナジー門川のほうは、もともとは旭化成との関係でやっ

ていまして、その余剰分を農業面にも協力していただけるということで、このことについては環境森林部のほうと私どもと一緒に協議会を持って、今後の対応についても検討させていただいているところです。

○外山三博委員 今言われたように環境森林部と協力しながら、実際農業で使うけれども、原料その他のほうは環境森林部の分野ですから、その辺で協力体制を敷いて強力にバックアップしていかないと、原料の供給がなければなかなかうまくいかないと思うんです。大きな課題を背負われたと思いますから、頑張ってください。

○十屋委員 幾つかお聞きしたいと思います。まず、水産政策課の漁業緊急保証対策資金利子補給金の事業ですが、ここに書いてあります国の漁業緊急保証対策、まさにそのとおりなんです。漁業者の方は、やっとなってきたかと、他県は先駆けて早くやっていたらよかったので、安心して漁業ができるということで大変喜んでおられました。その声はちゃんとお届けしたいと思います。

それで、利子補給ですから、年間何件ぐらいを想定されているのかというのが一つ。

その方々の声を率直にお届けしますと、政権が民主党にかわりまして、ここの部分のこういう事業が削られるんじゃないかという疑心暗鬼の部分もありますので、それをまずお聞きしておきたいと思います。

○鹿田水産政策課長 まず、2つ目の件ですけれども、現在、水産庁のほうから、国の緊急保証対策の事業について変更があるという話は来ておりません。6月以降既に始まっている事業ですので、特に変更はないと理解しております。

また、最初の御質問ですけれども、40億の利子補給の対象枠を設けておりますが、業界のほ

うに事前に資金需要について調査を行っておりまして、それに基づくものでございます。その他、件数は資金需要全体枠として確認しておりますが、この中で実際に何件の利子補給を行うかというのは、申請を受けてからの話になりますので、はっきりとした数字はお答えすることができないんですけれども、業界の資金需要を把握した上での枠となっておりますので、実行上の問題は生じないと理解しております。

○十屋委員 ここでは限度額が2億8,000万とあるので、借りる人がふえれば、その分小口の人が減るという結果になると思うんですけれども、大変魚価も安くて厳しいので、そのあたり十分対応してほしいということで、要望にしておきます。

それから、畜産の家畜衛生保健所ですが、教えてほしいのは、この近くにビーフセンターの処理場がありますよね。保健所の近くにはないんですか。牛の処理場。

○山本畜産課長 屠畜場ですか。延岡市内にあるのは存じ上げておりますが、場所が近くかどうか、屠畜場そのものはどこにあるか存じません。

○十屋委員 それは後でいいです。

もう一つは、茶業技術研修センター、表にあるとおり非常にお茶の価格が下がってきている。この原因をどのように判断したらいいか教えていただけますか。

○郡司農産園芸課長 一番茶の価格の件だと思うんですけれども、隣の鹿児島と比べても800円程度低いということでもあります。一つは宮崎茶としての銘柄がしっかり確立できているのかどうかということがあろうかと思えます。県外で宮崎茶として販売されているかというのと、余りそういう状況はなくて、県外でのブレンド用

としての用途がほとんどであるということから、本県茶の評価が低い。リーフ茶の場合、全体的に消費が下がっている中で、ブランドのきちっと確立しているところはしっかりした価格をとっているところを見ると、そこらあたりが一つの原因かなど。やっぱり品質を上げていくことをしっかり取り組まなければならないと思っていますところでは。

ただ、平均でこんな数字にはなっていますが、しっかり顧客をつかんでおられるお茶農家の方、あるいはしっかりした売り先を持っておられる方は、昨年以上、昨年同等の価格をとっているという事実もありますので、そこら辺から我々も学ばなければならないと考えているところでは。

○十屋委員 ということは、底上げを図るということそのセンターを設置されるということですか。その意味で言えば、以前からずっといろいろあったと思うんです。施設自体も老朽化してきているのは事実だと思うんですが、今までずっと努力されながらもなかなかブランド化ができなくて、ブレンドとかペットボトル用のお茶に流れていたんだと思うんです。これからの戦略としては、ここにも製茶技術の向上の研修とか書いてあるんですが、どういうふうはこのセンターを生かしていかれるのか。ここに書かれていることをメインにされるのか、品種改良を目指して長年かけてやるのか、そのあたりはどのような方向性でしょうか。

○郡司農産園芸課長 今後の茶業の振興方針にもかかわる御質問だと思います。今回、茶業技術研修センターを設置するに当たっての一つの契機は、ことし、個別のお茶農家の中に入り込んで研修をさせていただいているんですが、農家によっては3～7割価格が向上したという事

案があります。そういう意味では、小さな茶工場が多くて研修の機会にも恵まれていない方々に、基本技術をもう一度しっかり習得してもらうという目的があります。そういう意味では底上げということになるんですけども、一方でブランド化については、宮崎県の茶業は、平場で割と機械化が可能な中で省力生産が可能であるということがポイントになります。その一方で、かまいり茶とか、特徴のある早出し茶とか、ヤブキタでない品種茶をブランド化の一つの材料として今後売り込んでいくということと、もう一つは、先ほど申しあげました機械化体系による安定した価格が実現できる契約みたいなもの、一部伊藤園さんとJA都城でやられているような契約で安定した価格をとっていき、この2つをうまく戦略としてかみ合わせていくことが本県茶業の復興には非常に重要なのではないかと、そんなふうに考えているところです。

○山本畜産課長 先ほどの十屋委員のお話でございますが、延岡市の食肉センターが、今回、私どもの家畜保健衛生所が移転する予定地の、直線距離で言いますと1キロぐらいのところにあるようでございます。

○十屋委員 私は何が言いたかったかという、保健所も住宅地の中にあるんですが、屠畜場もかなり住宅密集していると思うので、民間の企業の話ですから県がどうのこうのというわけにはいかないでしょうけれども、住宅が後から張りついてきて生産活動が思わしくできなくなってきている現状の中で、将来的には、移転する場合にはそのあたりも一体的に考えておかなければいけないのかなと。ここが移転したら、また別な問題、苦情とか出るかもしれませんので、これはあくまでも老婆心ながらの意見としてお聞きいただければと思います。

○緒嶋委員 全体として予算の補正額が、環境森林部は94億、農政水産部は26億、これも畜産課が半分ぐらい持ったような予算で、内示の結果こうなったのか、そもそも農政水産部で余り要求しなかったか。どういうことですか。

○上杉農政企画課長 ほかの部に比べて額は少のうございます。一番大きい理由が、農業農村整備事業（NN事業）につきましましては、今回、4月の補正の公共投資臨時交付金にのる事業を農政水産省のほうが出さなかったということで、環境とかに比べても額が少なかったというところでございます。

○緒嶋委員 農業は自給率を初め課題が大きい中で、今度政権がかわれば政策そのものも変わるし、また後で出てくると思うんですけども、今後の長期農業計画も、所得補償を中心にすればどういう組み立てにするのかということも出てくるわけですが、全国で6位の農業粗生産額を誇る中で、こういうような補正で本当に宮崎県はいいのかなと、環境問題とすれば環境森林部の予算がふえるということは一つの時代の流れであるわけだけど、取り組みそのものが弱いんじゃないかという気がしてならんわけですが、部長、そのあたりはどうですか。

○伊藤農政水産部長 この件、とにかく国の対策にのっかって財源を確保して県も予算を組まにゃいかんということで、国の情報収集を農林省のほうともやらせていただきました。同じ農林省の中で林務のほうは予算とっているんです。NNは予算を組んでいないんです。153億のNN関係、北海道対策なんです。各県にはほとんど来ないと。財政課も財源の見通しが見つからないということで組めないという話になりまして、九州各県もNNを中心に予算はほとんど組めない状況になりまして、我々としては前向きに

とにかく頑張らにゃいかんと、前の委員会でも緒嶋先生からいろいろ御指摘を受けていましたので、頑張ったんですが、正直なところ、財源がないというか、その辺は申しわけなく思っておるんですけども、頑張った気持ちだけではすね……。

○緒嶋委員 頑張った気持ちだけでいいなら、みんな頑張ったと言うわけだけど、気持ちだけでは、数字としてあらわれにゃ頑張ったということにはならんわけです。今後、3カ年の交付金事業も来年以降どうなるかわからないということでもありますので。わざわざ農林省から出向しておいでの方が来ておる意味もない、早く帰ってもらわにゃいかにようなことだ。予算がふえないと。そういうふうなことを含めていろいろ頑張って、ぜひ22年度は頑張ったなというのが数字にあらわれるように努力してほしいということをお願いしておきます。

○函師委員 外山委員も質問されましたが、施設園芸の加温システムの件について、環境農林の説明では、バイオマス安定供給のために木質ペレットの造成工場を1台、今説明にもありましたが、恐らく小林の件だと思うんです。このペレットの供給先は、日向のお船出の湯とか門川の温泉施設とか大型のところに供給することを考えているという説明で、門川にあるペレット工場と小林の工場、また県外の岡山からの供給で今後は賄っていききたいということですが、実際足りるんですか。

○郡司農産園芸課長 今、7台がやっているという状況と、この事業で対象にしようとしているレベルは十分に対応できるということですが、先ほど申し上げたように、将来の我が県の地域のバイオマスを使ったエネルギー、脱石油エネルギーという観点からするとまだまだ

足りないということです。今、供給単価を見ましても、製材工場ののこくず等を使ってつくるペレットは結構安くできている県外の事例があるんですが、我が県で一番課題にしているのは、環境森林部でも御指摘があったと思いますけれども、林地残材と言われるものです。これをひき出してきてペレットにするまでに結構お金がかかるというのが林務サイドの言い分で、我々も利用側として一緒になってこのところの課題解決を図りたいと思っているところです。

今、7台ぐらいということで、新しく小林市にもやっていただけたところが出てきますけれども、それらの方々、パイオニアと一緒に意見交換をしながら今後の地域バイオマスの利活用の活性化につなげていきたい、そんなふうに考えているところです。

○函師委員 説明はよく理解できると思いますが、木質バイオマスを導入するに当たって、先ほどの御説明では、重油価格が80円のとときに40円と。ただ現在の重油価格は80円よりは安いわけであって、現在ですら採算に合わないという現実があって、その中で生産者が手を上げるというのはまず考えられない状況だと思うんです。何が言いたいかと申しますと、重油価格が下がったときに、導入をしたはいいがまた変動してきますので、そういうときのペレットの購入に対しての補助なり、重油が幾らになったときにはどれぐらいの支援ができますという事業も、県として考えていく必要があるんじゃないかと思いますが、そのあたりのお考えはいかがですか。

○郡司農産園芸課長 御指摘のとおりです。80円と言ったのは、ペレット価格が40円を想定したときに80円程度になるという話をしたところで、ペレット価格が20円台になれば今の価格で

も十分合うということですが、その方向で一生懸命、一方では環境森林部と現場とやらせていただいているのが一点。

木質ペレットについては、当然採算が合わないという話の中で、その分についても助成をして単価を引き下げる取り組みも別の事業でやらせていただいているところがございます。

○濱砂委員 木質ペレット、材料は十分あるんです。山元にたくさんあるんです。ただ、これは運び出しの運賃がかかるんです。これに環境森林部のほうが補助金を出しますという説明がさっきあったんですが、今、市場価格で1立米当たり7,000～8,000円ぐらいでしょう。これは持ち出しに幾らかかるかわかりますか。持ち出しに立米当たり平均9,000円かかるんです。その採算がとれないと、木質ペレットそのものは供給体制ができ上がらない。その辺を十分環境森林部とも話をして、本当に実現するものであれば投資していいんです。もともとの山元の値段から運賃をプラスして、市場価格最低でも1万2,000円ぐらいまで持ってこないと材料が集まらない。のこくずならいいんですけれども。もうわかっていることだから言わんでおこうと思ったんですが、話の中でそういう話が出てきましたから。ぜひひとつ、もうちょっと内容を詰めてやってみてください。よろしく願いします。

○松村副委員長 緒嶋先生のほうからあった件の関連ですけれども、公共三部門の中で、公共工事の部門、景気対策の中でかなり重要な部門を農政水産部も抱えていらっしゃるわけです。その中で、3ページに繰越明許ということで結構大きな金額とか大きな工事が出ているんですけれども、内容について御説明を願いたいと思います。

○西農村整備課長 公共土地改良事業関係でお願いをしている分でございます。これにつきましては、北諸管内で経営体育成基盤整備事業という東水流地区のほうで実施しております面工事関係で、現在の予算額が4億2,000万ほどございますけれども、そのうちの約4割に相当する1億7,850万は繰越しをお願いしております。これにつきましては、繰越理由の中にも書いておりますように、水稻収穫後の工事発注ということもございまして、工事規模からして標準工期を上回るということから、今回、発注に当たりまして、工期に不足を生じるという観点から5月いっぱいまでの繰越しをお願いしているものでございます。以上でございます。

○坂元漁港整備対策監 お答えいたします。

漁港関係につきましては、青島と川南漁港2港をお願いしておるところでございます。青島につきましては年度内の完成を目指して発注を予定しておりましたけれども、先行して発注しておりました繰越工事が、5月の低気圧の影響を受けて手戻りが生じまして、その原因究明、あるいはその後の工事発注について、工法検討等に日時を要しまして時間を要したと、そのために発注がおくれることになりまして、繰越しの承認をお願いするものでございます。

もう一件、川南につきましては、設計する上で地元漁協との工法等の協議に時間を要しまして発注がおくれ、繰越しの承認をお願いすると、そういう理由でございます。

○松村副委員長 天候とかいろんな状況が変わってきますから、仕事がおくれること自体は大変でしょうけれども、予算をせっかくとってきて措置したことに関しては、緊急対策、できるだけ早目に執行していただきたい。

今度の6月補正では、宮崎県が確定のがちが

ちしか予算化していなかったと。緒嶋先生がよく言われるんですけれども、早くやっておくと早く工事もいけるんじゃないかということもありますし、報道等によると、宮崎県は昨年より公共工事が少ないと、緊急対策とかいろいろな形である程度予算化して、建設・土木関係でも少しは助かっているんじゃないかと思っていたんですけれども、ほとんど変わらないか、下がっている可能性もあるような形でした。三部門ですからどの部門かわかりませんが、そんな報道も一部あったようで、せつかく補正に入っていただくんですしたら、できるだけ早く現場のほうに出して本当の雇用を創出していただいて、景気回復のためにできるだけ早くやっていただきたい。そして、だんだん年度末が近づいてくると、ほとんど翌年に翌年という形が例年見られますので、早くやっていただけるような形をお願いしておきたい。お願いですけれども、部長いかがですか。

○伊藤農政水産部長 早期発注は、この前議会でもいろいろございました。農政の場合はほかの部とちょっと違ったところは、先ほど言いましたように、なかなか工事ができない。水稻が植わっていて工事ができないという状況もあるんですけれども、我々としましては、稲刈りが終わったらすぐ基盤整備にかかるとか、最大限そういう取り組みをしながら、御指摘いただきました早期発注にも努めていきたい。上半期の目標8割に向けても最大限努力してまいりたいと思っていますので、よろしく願います。

○緒嶋委員 今度の補正は、内示か交付決定が来たものだけを予算化したということでもいいんですか。県単は別ですけれども、国庫補助、交付金事業なんか。

○上杉農政企画課長 必ずしもそういうわけで

はなくて、来ていないものもあります。

○緒嶋委員 私が前から言ったのは、来ていないものもあるなら6月で補正を組んでおってもよかったわけですね。財政課長は、「内示や交付決定がないから6月は補正が組めなかった」と私には言ったわけです。「当初予算は内示がないのに予算を組むじゃないか」と私は言ったんですけれども。言われたとおり、早く物を進めるためには、早く予算化して手続を進めておくということで、繰り越しとか明許繰越なんかかふえないようにしなきゃいかんわけです。熊本は6月で800億の予算を組んだんです。宮崎県は180億だったんです。これは26億だから、農政に余り言っても、景気・雇用対策になるような予算規模じゃないですね。

○上杉農政企画課長 申しわけございません。先ほどの答弁でございますけれども、今回の補正は、財政課が言ったとおり、国からの内示等を受けたものについて精査して措置しているという状況でございます。

○緒嶋委員 それは訂正だな。今度の場合はそういうことですね。内示がないものもとさっき言われたから、私はそう言ったので。

できるだけ予算執行を進めるという基本的なものでやらんといけないと、そして「緊急雇用対策」「経済対策」というのがタイトルにのっておるわけだから、そういう意味ではできるだけ予算化は急ぐと。最終的には、どうにもならないときは2月補正で減額補正を皆さんがやられるわけです。内示が来て決定したのなら減額補正やる必要はないわけです。だけど実際はやられるわけだから、そういうことであれば、できるだけ早く予算化して執行する、そういう基本的な姿勢で臨むべきだということをいつも言っているわけです。以上です。

○鳥飼委員 資料の「みやざき茶」再生緊急対策事業について、製茶技術研修センターを発足したいということでいろいろ御説明がありました。お茶の栽培農家の人たちに来ていただいて研修に当たるんですけども、研修を実施される人たちについてはどんなふうに考えておられるのかお尋ねします。

○郡司農産園芸課長 人の話ですけども、一つ今回の研修で工夫したのが、茶にハウスをかけて早く摘採できるようにするという事です。実際に一番茶が始まってしまうと、生産者は自分のところの茶園の加工が大変忙しいという状況がありますので、今回、ハウスをお茶にかけて、3月中旬にはお茶を準備して研修すると。そうであるなら直前研修ということになるので、効果が高いのではないかと思います。

今回、場所を総合農試の茶業支場内ということにしたのは、今まさに御質問のように、茶のことについてずっと研究されている職員の方々を講師にしながら、製茶技術の向上に向けた研修を組みたい、こんな仕掛けをしているところでもあります。

○鳥飼委員 一番茶は7月ですか。それで、ハウスということになったらもっと早くからということになるわけですね。霜害とか、その辺も御説明いただきたい。

○郡司農産園芸課長 ハウスをかけると申しましたが、加温は2月1日からやりたいと思っています。これは、今までの試験研究で加温開始から45日で摘採できる、茶が摘めるという試験結果がありますので、研修は3月の中旬から、グルーピングをしながら多くの生産者に参加できるような形で組みたいと思っています。実際の新茶は4月の頭から、だんだん進化してそんな状況になっているということでございます。

○外山衛委員長 次に、その他の報告事項についての質疑をお願いいたします。

○十屋委員 2つの計画がずっと委員会のほうに報告があるということです。ここに載っていませんでしたが、同時に県の大もとの総合計画のほうもつくられると思うんです。そのあたりの時間的なものは、タイムスケジュール、工程表があるんですが、それはきちっと合っていくのか。そのあたりがわからなかったものから教えていただきたい。

それと、先ほど緒嶋委員が言われたように、特に農業の所得補償、所得の向上というところが、今回のマニフェストの関係とも非常に絡んでくるのかなというふうに思いながら、5年先、10年先の計画としてどういうものを立てていかれるのかというのが、私たちも悩ましいと思うし、皆さんのほうも、上げなきゃいけないのはわかっていることなので、それをどういうふうに計画されていくのかというあたりをお聞かせください。

○上杉農政企画課長 まず、県の総合計画との整合性ですけども、これは今、各部局とも個別の計画の見直し作業を始めているかと思えます。いずれにしても各部局、県民政策部の県全体の計画とあわせて平成22年度末に出すということで検討を進めていると。したがって、県全体の計画の下に各部門ごとの計画がつくわけですけども、その整合性をとりつつやるということで進めているところでございます。

2点目の、新しい国の政策を踏まえた県の計画のあり方ですけども、まさしく御指摘がありましたとおり、資料の6ページにございます農業所得の向上、これは、いかなる場合も、政権がかわっても必ずしっかりやっていかなくちゃいけない中身でございます。農業所得の向

上につきましては、今まで品目横断経営対策でしたけれども、新たな政権下では所得補償制度になります。それ以外にも農業所得を向上させるための施策は、加工・流通と結びついた生産のあり方とかいろいろあるかと思えます。そういったものを今まで以上にしっかりやっていくというのがもちろんありますし、先ほど御指摘いただいた個別所得補償制度の話につきましては、今、国のほうで具体的に、2011年度からの実施、来年、2010年度はそのための準備、モデル事業をやるという話になっておりますので、そこは国のほうの具体的な中身を見ていかないとわかりませんし、国が来年の3月に食料・農業・農村基本計画を出すことになっています。その中でどういうふうに位置づけられるのかよく見ながらやっていかないとはいえませんが、いずれにしても、農業所得の向上につきましては個別所得補償だけじゃなくていろんな面がございますので、そういったものは肅々と検討をしっかりとやっていくことになるかと思えます。

○十屋委員 今言われた11年度実施に向けて来年度はきちんと制度設計をしてという話でいくと、まさにこのスケジュールと同時進行でやっていくのは非常に難しいのかなと、正直なところ。いろんな文章を書いたりつくったりするのはいいでしょうけれども、事業としてそれを進めようとする場合になかなか難しいなと思ったんです。特に食料自給率の問題とかになると、外国とのFTAの問題が出ましたように、いろんなところで県の政策と合わなくなってくる部分もあると思うんです。そのあたり、計画をつくってはくるんですけども、宮崎の農業と国が考えている農業が合致しなければ、計画自体がなかなか進まなくなるというふうなところがあるので、そのあたりを県としては国のほう

うに現状を訴えていく方法しかないですよ、正直なところ。独自政策で、宮崎県のお金を全部農業だけにつぎ込むわけにはいかないの、やはり国の補助をもらいながらやっていかなきゃいけないところがあるので、そのあたりは今から見ていかなきゃいけないんでしょうけれども、確固としてやらなきゃいけないことは、第1次産業を宮崎はきちんとしなきゃいけないということです。そうなってくるときに、宮崎県政の中での予算配分枠というのも当然考えないといけなくなると思うんです。国の政策と宮崎の政策が合わなくなれば、そのあたりは部長はどんなふうにお考えですか。

○伊藤農政水産部長 まさにそのあたりをどう見通すか非常に難しい現状ではあると思います。マニフェストの戸別所得補償がどういう形で出てくるのか。米、麦、大豆、あるいは畜産物まで広げる、あるいは水産物まで広げるというような言い方がされてきたわけです。そこがどういう形で出されてくるのかというところは、我々も注目しながら、ある意味ではこちらから提案をしていくぐらいの気持ちでいかないといかんのかなと、私は思っています。

プラス宮崎県の、提案と申し上げましたけれども、1つの方向性、農業構造を担い手、農地含めてどう見通すのかというのをベースにしながら、その中でどういう経営体をつくり、どういう所得目標を立てながら対策を打っていくのか。これは所得補償的な面もあるでしょうし、生産性を高めて所得をふやすという面もあるでしょうし、品目によって違うところもあると思います。その辺を宮崎のバージョンの中で、長期計画、5年ごとの計画、あるいは10年先の長期ビジョンの中で整理しながら、国の制度が変わってくるとすれば、それに対する宮崎の提案

を働きかけながら、宮崎の農業にプラスになる方向で最大限努力していく、そういう方向しか現段階ではないんじゃないかと考えています。

○十屋委員 これですら最後にしますけれども、公共工事といえば土木、建築ばかりに目が向いているんですが、漁港の整備も一つの公共工事で、民主党がマニフェストで言われるように、ハードからソフト、コンクリートから人へということを考えれば、いろんな今まであった制度、農業政策を打っていただくだけの整備をする意味でのハード事業もカットされるのかなという心配もあるんです。そういう部分をカットしたものを所得補償のほうに回したり、ソフト面に回したり、それは当然考えられる話であって、宮崎がまだ整備しなければいけないものがたくさんあれば、今、部長が言われたように、高速道路を初めとするインフラ整備の部分で、第1次産業の基盤整備をやらなければいけないので、そのあたりを強く国のほうに要望していただきたいというふうをお願いをしておきます。

○濱砂委員 今、農業生産の動きを見ているんですけれども、8ページのグラフを見ると、米はもちろん販売高が激減している。野菜が横並びに推移している。ピーマンがピーク時の昭和60年ぐらいから比べると約50億弱低下している。キュウリがちょっと上がっている。里芋も激減、ミカンも激減、果樹が総体的に見て若干上がっているんですが、これは完熟キンカンの横波とマンゴーの出荷額がかなりふえてきているという状況です。今後、施設園芸関係、先ほどのバイオ燃料の問題も含めてですが、非常に生産コストが上がってきているという状況から考えて、ピーマン出荷のピークの昭和60年ぐらいは、重油が恐らく30円程度だったと思うんです。マンゴーも、どの辺まで本来の価格が推移できるの

かわからん状況でまだふえ続けています。その辺から、今後の宮崎県の農業の展望、農業政策の面から考えてどう進むべきだというふうに考えておられますか。

○郡司農産園芸課長 園芸3部門、野菜と花と果樹とあるんですけれども、足して1,000億で、全体の3分の1程度が園芸でもっているということです。宮崎という地勢を考えると、冬場の暖かい気候を生かした施設園芸を堅持していく必要があると思っております。また、この時期の野菜について、全国の卸市場あるいは量販からの期待も非常に大きいものがありますので、ここは今の面積をしっかりと維持していくことが重要であろうと思います。中でピーマンとかメロンが若干面積は減っております。これは、委員御指摘のように近年の高コスト構造と消費の関係が影響していると思います。野菜全体としては、露地ものをもう少し振興する中で一定の役割発揮が必要だろうと思っております。特に近年は加工業務用に向けた安定供給に大きな期待を寄せられておりますので、青果として市場に出すということに加えて、安定的な取引先としっかり手を結ぶ中で産地の維持を図っていきたいと考えているところです。

この中で、御指摘のようにマンゴー、キンカン、日向夏あたりが面積がふえてきております。マンゴーについてもどこまでやるのかという話がありますけれども、全体のマンゴーの消費量を見ますと、もう少しは余裕があるかなというふうに考えております。ことしのマンゴーの状況を見ますと、沖縄産のマンゴーの価格は随分下落したんですけれども、本県産のマンゴーについては昨年並みの価格を維持したと。先ほどちょっとお茶の話を言いましたけれども、逆に宮崎のマンゴーについては、ブランド化ができ

ている中で、他の産地を一步リードしているという現状の中で、いましばらくはしっかり価格のできる産品として育ててきているという見方をしているところです。

○濱砂委員 実は、先ほど環境森林部のほうでお聞きしたんですが、鳥獣害のネット、電気さく等が、環境森林部のほうでは要望を受けたところは100%近く対応しているということなんです。あとは農政水産部ということなんです、申し込みに対応してこたえている割合、要望と実施等はどの程度になっていますか。

○小川消費安全企画監 6月の補正で、鳥獣害自衛体制緊急整備事業の中で、農業者による被害対策だけでは限界があるということで、広く地域住民と一体になった対策を総合的に立てていこうということです。中身が野生鳥獣を近づけない環境整備ということで、耕作放棄地の刈り払いとか、隠れ家の解消、そういったソフト事業として追い払い体制を一つは整備していく。もう一つが、大規模な防護さくを集落にまとまった形で設置していく、野生鳥獣が集落に近づかないような環境を整備していくということで、6月補正をお願いをしております。

それで、現在の要望ですけれども、予算が3,300万円で、先ほどの集落環境事業につきましては6市町で7地区が上がってきております。これは1地区100万円以下になっております。それと大規模被害防止さく設置につきましては、現在2市町から上がってきておまして、これにつきましてはかなり防護さくを長く設置できるということで、1地区は、10キロメートルのワイヤメッシュのシカ用の防護さくが上がってきています。まだ要望枠は十分ありますので、地域の中で周知を図りながら推進をしているところがございます。

○濱砂委員 まだ余裕があるんでしょう。

○小川消費安全企画監 余裕はあります。

○濱砂委員 これが要望してもでき上がっていないというのはどういうことなのか。市町村の対応ができ上がらないということですか。たくさん要望があるんです。

○小川消費安全企画監 21年度の当初では猿でゆとりがあったんですけども、シカではショートしたりして難しかったということがあります。

○濱砂委員 猿でもシカでもイノシシでもいいんです。要望がシカと猿が分けてあるとかいう話もあって、猿で申し込んだらシカしか残っていなかったとか。だから、予算があるんだったら、要望されているところは柔軟に対応していただくありがたいと思って話をしたんです。各市町村が補助の2分の1、補助は4分の1と4分の1ですか。

○小川消費安全企画監 県が2分の1、市町村が3分の1、地元が3分の1ということになります。

○濱砂委員 市町村がこたえていないのかもしれないんですが、県に予算があるんだったら、限定しなくて、全体に行き渡るように。環境森林部は100%近くやっているというんです。まだやってもらっていない、いろんな要望が来るのは恐らく農政水産部だと思うんです。これは調べていただいて柔軟に対応していただくように。

○凶師委員 流木対策について、けさの新聞にも出ておりましたが、台湾からえらく大きな、長さ5メートル、直径1メートルの流木が77本発見されておると。回収も進んでいるようなんですが、このあたりの対策は、農政水産部のほうで考えられているものがあれば教えてください。

○鹿田水産政策課長 台湾起源の流木ですけれども、鹿児島の方でかなり大規模な流木が確

認されたということで、鹿児島海域では相当大規模な回収等、海上保安庁とか海上自衛隊も出て災害ということで対策が行われているということをお聞きしております。本県の沿岸域ですけれども、9月23日ごろから数本単位の小規模な流木が確認されてきている。航行している船の被害の可能性もあるということで、水産政策課のほうからは、油津の無線局を通じまして各漁船に流木情報の周知を図っているところです。また、各漁協に対してもファクスで情報を流しているところです。あわせまして無線局を通じて、本県の漁船に対しては、流木の被害とか流木の現認があれば情報を流していただくように依頼をしているところでございます。

○**函師委員** 記事にもあるんですが、衝突事故等は報告されていないということです。漁港によると漁を控えるような動きも出つつあるということですから、実質被害が出る前に情報収集並びに対応のほうをよろしく願いしておきます。以上です。

○**小川消費安全企画監** 先ほどの補助率の件ですけれども、少し訂正をさせていただきたいと思っております。野生猿被害防止総合対策事業ですが、県が6分の3、市町村が6分の1、地元が6分の2ということになります。以上です。

○**外山衛委員長** 以上をもちまして農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様は御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時35分開議

○**外山衛委員長** 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより委員会審査の最終日に行うことになっ

ておりますので、あすの13時30分に採決を行いたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**外山衛委員長** では、そのように決定をいたします。

その他何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**外山衛委員長** では、以上をもちまして本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後3時36分散会

平成21年 9月29日（火曜日）

午後 1 時28再開

出席委員（9人）

委 員 長	外 山 衛
副 委 員 長	松 村 悟 郎
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	外 山 三 博
委 員	十 屋 幸 平
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	図 師 博 規
委 員	河 野 哲 也
委 員	濱 砂 守

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	本 田 成 延
政 策 調 査 課 主 査	坂 下 誠 一 郎

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括でよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第2号、第6号、第9号及び第15号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第2号、第6号、第9号及び第15号については、原案のとおり可決すべきも

のと決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることいたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等がございますでしょうか。

○濱砂委員 きノウ、外山先生、図師委員からも話が出たんですが、バイオマス燃料の問題です。特に林業関係の作業道とか搬出の補助金が出ています。片やバイオマス燃料の供給が県内では難しいというようなものがある。双方が協議をしながらバイオマス燃料を進めていただきたい。というのは、片方では搬出に補助金を出している、それは山元じゃなくて出す人に出しているということですから、山元から搬出するのに立米当たり平均9,000円ぐらいかかるわけですから、それ以上でないと調達ができないわけです、現実的に。その辺も、連携をとりながらという方向でもし表現ができれば。

もう一つは、野猿対策も含めてですが、鳥獣保護と野猿、林務のほうはほとんど要望に達しているという話をしていたものですから、きノウそういう話をしたんですけれども、電気さくとか野猿の対策とか鳥獣保護対策、これについても連携をとりながら進めてほしいというものを入れられれば入れてください。

○外山衛委員長 検討します。

そのほかございますか。

○緒嶋委員 環境森林部はかなり予算が組んであるんですが、景気・雇用対策ということだから、早く予算執行ができるようにしなきゃ、何のための予算かわからんし、特に繰り越しとか明許繰越とかいろいろあるのはおかしいんじゃないかということがあったから、できるだけ予算執行がスムーズに進むように特段の配慮をすべきじゃないか。

○外山衛委員長 その部分は発言がございましたので、必ず入るようにしたいと思います。

そのほか何かございますでしょうか。

○十屋委員 私は一貫して予算の確保のことで質疑をさせてもらいました。そのあたりは不透明な部分も確かにあるので、そうなるかならないかもわからない状況なんですけど、そのあたりの補正予算の確保について万全を期してほしいというお願いをしてほしいと思っています。そのあたりはどういう方向性が出てくるかわからないので。

○鳥飼委員 地方は、特に宮崎県のようなところは予算的に非常に困窮しているわけです。地方の分をしっかりと確保していただくというのは当然だろうと思うんです。無駄な歳出は省なくちゃいかんのは当然のことですけれども、宮崎県のようなところはぎゅうぎゅう絞り切って血が出らんような感じですから、そこはしっかりやっていたほしい方がいいんじゃないかと思います。

○外山衛委員長 ほかよろしいでしょうか。

では、委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 35 分休憩

午後 1 時 37 分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 以上で委員会を終了いたします。委員の皆様お疲れさまでした。

午後 1 時 38 分閉会